

令和3年1回定例会会議録（第4号）

令和3年3月16日

○出席議員（23名）

1番	榊田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
25番	首藤正君		

○欠席議員（1名）

24番 河野数則君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	総務部長	末田信也君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	公営事業部長	上田亨君
生活環境部長	安藤紀文君	福祉共生部長 兼福祉事務所長	中西康太君
いきいき健幸部長	猪股正彦君	建設部長	松屋益治郎君
共創戦略室長	内田剛君	消防長	須崎良一君
教育部長	稲尾隆君	上下水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君
下水道局次長	山内佳久君	財政課長	安部政信君
総合政策課長	行部さと子君	温泉課参事	中村賢一郎君

障害福祉課長	大野積善君	次長兼子育て支援課長	月輪利生君
高齢者福祉課長	阿南剛君	健康づくり推進課長	樋田英彦君
健康づくり推進課参事	大野高之君	道路河川課長	山田栄治君
建築指導課参事	豊田正順君	防災危機管理課長	中村幸次君
学校教育課長	北村俊雄君	学校教育課参事	志賀貴代美君
上下水道局工務課長	田原貴久男君		

○議会事務局出席者

局長	花田伸一	議事総務課長	佐保博士
補佐兼議事係長	藤内洋一	補佐兼総務係長	内田千乃
主査	浜崎憲幸	主査	市原祐一
主査	松尾麻里	主任	佐藤雅俊
主事	大城祐美	速記者	桐生能成

○議事日程表（第4号）

令和3年3月16日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします

○1番（梶田 貢君） 以前、我が会派長の松川議員が、「初日の1番はとても気持ちがいい」というふうに言われましたが、本当にこの1番に質問できることが、非常に光栄だなと感じております。

市長、私もいろんなところを回っていると、別府市の方もそうですけれども、別府市以外の方から、「別府市の市長は、非常に若くて行動力がある」というふうな話をされまして、「非常にうらやましいですね」という話を本当にされます。私もそう言われますと、この別府市の議員でよかったなと非常に感じますし、誇らしい気持ちになります。

ただ、その中でも、いろんな市民の方と話をしていると、やはりちょっとずつずれというのを感じますので、そこを今日、疑問に思ったことをしっかり質問していきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

では、質問のほうに入らせていただきたいなと思います。

朝見浄水場の管理委託についてという項目です。

この朝見浄水場なのですけれども、私も中学校が浜脇中学校ですので、部活のよくランニングコースで使っていて、いろいろと近いものがあるのですけれども、今、その朝見浄水場の指定管理を行っている業者さんをお答えください。

○上下水道局工務課長（田原貴久男君） お答えいたします。

朝見浄水場運転管理業務委託は、令和2年度からの5年間で東伸エンジニアリング株式会社別府支店に委託しております。

○1番（梶田 貢君） 今、その東伸エンジニアリング株式会社というのは、この間、贈収賄で問題になった会社だと思っておりますが、私は、問題を起こした時点で即契約を解除すべきではないのかなと思っておるのですけれども、市としてはどのように考えていますか。

○上下水道局次長兼総務課長（藤吉賢次君） お答えさせていただきます。

さきの事件により、多くの市民の皆様にご不信感を与えてしまいましたことにつきましては、大変申し訳なく思っております。

朝見浄水場運転管理につきましては、市民生活の影響を考慮いたしますと、業務委託の解除は難しいものと考えております。

○1番（梶田 貢君） 今、朝見浄水場の運転管理の契約は、今回の事件と契約が別というふうな考えでできないということですか。

○上下水道局次長兼総務課長（藤吉賢次君） お答えいたします。

そのように解釈しております。

○1番（梶田 貢君） その汚職事件を起こすような会社に、私は、このまま委託してもいいのかなと非常に思っております。これ、民間企業であれば即もう解除になる案件なのですよ。

改めて聞きますが、その東伸エンジニアリングという会社は、信頼はできるのですか。

○上下水道局工務課長（田原貴久男君） お答えいたします。

現在、運転管理を委託しております業者につきましては、委託開始から6年近く経過しており、この間、大きな地震や梅雨時期の豪雨、また冬場の寒波における対応などに対処しても、市民の皆様にご24時間安全で安定した水道水を供給し、絶やすことなく行っている実績があることから、運転管理に関するノウハウを十分兼ね備えている会社であると考えております。

○1番(梶田 貢君) ノウハウのことは、それは私も分かっております。それができるから多分契約したのですけれども、そうではなくて、これは信頼があるかどうかを聞いています。お答えください。

○上下水道局工務課長(田原貴久男君) お答えいたします。

信頼できるものと考えております。

○1番(梶田 貢君) 契約は解除できない。従業員も真面目に働いているというふうにお答えですが、委託先を変更すべきというのが、これは一般的な普通の考えだと思えますよ。信頼があると言いましたけれども、普通はもう信頼がないのに等しいと思えますね。民間企業では 何度も言います これは普通に契約打ち切りです。

今後の浄水場の運転管理について、上下水道局の考えをお聞かせください。

○上下水道企業管理者(岩田 弘君) お答えいたします。

御承知のとおり、水道は市民生活、社会経済活動に欠かすことのできない重要なライフラインでございます。10年前の東日本大震災を振り返り、また熊本大分地震の経験を教訓とし、まずはいかなる非常事態においても、安全で良好な、良質な水道水を安定的に供給し続けることが、水道事業者としての使命であると考えております。

従いまして、朝見浄水場の運転管理については、さらに委託業者への指導管理を行い、皆さんが安心できる体制を構築し、引き続き委託業者とともに安全・安心の命の水の供給に努めてまいりたいと思っております。

○1番(梶田 貢君) 何度も言いますが、これはもう民間企業なら本当に即解除問題です、本当に。そういった民間とのずれを修正していかないと、今後の市政の信頼というのは本当になくなっていくのではないかなと私は思っております。

今回のこういった事件が、ひとつ変えるきっかけだと私は思っております。今、世の中でもコロナウイルスの影響で会社なんかリモートワークを取り入れたり、インターネット事業を取り入れたりしています。これも一つの、これは今回きっかけの、変えるきっかけの一つになっています。こういった意味でしっかりこういったのを一つずつ変えていくきっかけが今回できたのだと思うので、今後、水の安定供給も大事だとは思いますが、別府市民への信頼もしっかり今後のことは取り組んで考えていただきたいなと思っております。

私からはこのお願いをさせていただきまして、もう次の項に進めさせていただきたいなと思っております。

続きまして、コロナウイルスの感染についてということです。

現在、別府市において接待を伴う飲食店にPCR検査を行っていると思っておりますけれども、そのPCR検査の流れについてお尋ねいたします。

○健康づくり推進課長(樋田英彦君) お答えします。

別府市では、営業を自主的に休業された事業者が安心して営業を継続できるよう、事業継続支援金の支給対象となった店舗などの経営者や従業員の方、さらに市内飲食店経営者や従業員の希望者に対して感染症対策のチェックの一つとして唾液によるPCR検査を現在行っております。

検査の流れですが、検査の申込書を提出いただき、申込み人数分の唾液採取キットと採取時の注意事項並びに手順書をお渡しするとともに、口頭にて検査についての説明を行います。検査を受ける方には、検体の提出日時を別府市のホームページの予約フォーム、または電話にて予約をしていただき、予約した提出日時に注意事項、手順書のとおり本人が唾液を採取していただき、本人の確認書類とともに提出場所へ持参していただく流れとなっております。

提出いただいたキットについては、健康づくり推進課にて取り違えのないように厳重な

管理の下、ID管理を行い、翌日に検査センターへ配送し、2営業日後に検査を行い、当日もしくは翌日には検査結果が届き、その後、結果を店舗代表者へ連絡しております。

今回のPCR検査は、あくまで診断ではございませんので、検査結果にて陽性の疑いがあると判定された方については、店舗代表者及び本人が保健所へ連絡し、保健所が調整の上、行政検査を受けていただき、診断していくということになっております。

○1番(梶田 貢君) 再度行政検査を行う必要があるとの答弁がありましたが、あくまでも今回のPCR検査については、陽性の疑いがあるものしか把握ができないと、陽性者となるのが、行政検査としてのPCR検査を行ったものという考え方でよろしいでしょうか。

○健康づくり推進課長(樋田英彦君) お答えします。

陽性の疑いがあると判定された方について、行政検査として医師による総合的判断の下、PCR検査等を行い、陽性となった場合には感染者と診断されます。

今回別府市の行っているPCR検査では、陽性の疑いがあると判定された方については、保健所による行政検査を受けていただき診断するという体制を整え実施しているところでございます。

○1番(梶田 貢君) PCR検査を行う上で報道等で結構なされているのですけれども、うがい薬や鼻うがいなどをしてしまうと、これは陽性反応が非常ににくいというふうな話を私も聞いたことがあります。実際、そのような場合、PCR検査自体どのように信頼性があるのか。検査結果に影響があると思うのですけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

○健康づくり推進課長(樋田英彦君) お答えします。

PCR検査申込みのときに配布をします採取時の注意事項の中にも、採取の1時間前から水以外の飲食、喫煙はしないこと、歯磨き、マウスウォッシュもしないことなどを記載して注意を促すなどし、また、その注意事項については、キットの受取時や電話予約の際にも喚起を行っております。当然注意事項のような行為の後に検体を採取し検査すれば、結果には影響が出てくると考えております。

○1番(梶田 貢君) 今の答弁で、実際PCR検査も、これは判断の基準の一つだというふうに私は今感じさせていただきました。医師によってもPCR検査の有効性についていろいろな考えがあるとお聞きしていることもありますし、市民の皆さんも、検査だけでなく、この感染症の表現の中で使われている言葉とかが分からないこと、違い等がたくさんあります。まだまだ今後コロナウイルスも続いていくと思いますし、今、新型コロナウイルスが国内で発生して1年が経過いたしました。この間、解明が進んできたこともたくさんあるでしょう。市民に対して正しい情報をいかに迅速かつ正確に伝えていくかが、私は今後重要だと考えております。

市民の方々の中にも、もう本当、用語を含めて分からないといった声をたくさん聞きます。今後、情報の出し方等についても、分かりやすい情報にしっかり努めていただきたいと思いますと思っていますが、いかがでしょうか。

○いきいき健幸部長(猪股正彦君) お答えします。

御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症について様々な疑問や不安を抱いていらっしゃる方も多いかと思えます。市民の皆様には、より分かりやすい表現で正しい情報を伝え、感染予防対策に取り組んでいただけるよう心がけていきたいと考えております。

今後行われますワクチン接種等についても、日々新たな情報が更新されている状況であります。適切な時期に正確な情報の提供と広報に努めてまいりたいと考えております。議員からの御意見も踏まえ、情報の提供については、これまで以上に大分県や関係団体とも情報共有を図りながら、市民の皆様の不安をできる限り払拭すべく情報を発信してまいる所存であります。

○1番(榎田 貢君) ぜひとも行政の方も、ちょっと難しいと思うのですが、しっかり認識をして、この認識統一をしてもらって、そこから市民の皆様へ安心できる情報の提供をお願いしたいなと思います。

すみません、では次の項に入らせていただきたいなと思います。

次は、東洋のブルーラグーン構想についてということですが、市長の非常に肝煎りのブルーラグーン構想で、いろいろと疑問に思うことがありましたので、ちょっとお聞きさせていただきたいなと思います。

まず1つ目に、上人ヶ浜公園の砂湯事業、私が議員になってすぐの7月ぐらいに公募をしたと思うのですが、公募締切りかな。その整備事業者の今のところ、進捗状況というのはどのようになっておりますか。

○温泉課参事(中村賢一郎君) お答えします。

上人ヶ浜公園の再整備及び別府海浜砂湯の拡張に関しては、平成29年度以降民間事業者への聞き取り、サウンディング調査をするなどを経て、令和元年度に整備事業者を公募する予定でしたが、聞き取りを行った参加事業者から、公園内の未利用泉源の湯量確保がどの程度か分からないと事業検討ができないといった指摘をいただいております。さらに精査が必要な状況となっております。また、東洋のブルーラグーン構想の実現に向けた屋外温浴施設に関する基本構想策定委員会の中で、上人ヶ浜公園が候補地の一つとして位置づけられたことにより現在に至っております。

湯量確保の点については、昨年12月に未利用泉源2本の代替掘削許可を取り、現在代替掘削工事を進めているところです。この代替掘削工事は、今後上人ヶ浜公園の再整備の検討も含めた事業者の公募に必要な準備作業の一環として行っているものとなります。

○1番(榎田 貢君) 基本構想策定報告では、上人ヶ浜が候補の一つとなっております。ブルーラグーン構想の候補地、これも上人ヶ浜が出ていますが、これ、候補地が2つがバッティングしちゃっているのですよね。

ちょっとお聞きしたいのですが、ブルーラグーン構想と砂湯事業を一緒に行う、ブルーラグーンの中に砂湯構想が入るのか、それともブルーラグーンはブルーラグーンで進めていって、砂湯構想は砂湯構想で進めていくのか。そこをお答えください。

○観光戦略部長(田北浩司君) お答えいたします。

昨年3月、基本構想策定検討報告を受け、東洋のブルーラグーン構想の実現に向けて候補地等も含めた事業可能性について内部検討をしているところでございます。

○1番(榎田 貢君) 今の答弁によりますと、一緒になる可能性があるというふうに思います。ただ、これ、もう早く結論を出してあげないと砂湯事業に、これ、事業を行っている方が非常に困っているというふうになります。

そして、ブルーラグーンの候補地を決めるには、有識者等を含めた検討委員会の設置が必要だなと私は思っております。ブルーラグーンについては、昨年度、基本構想選定委員会がありました。候補地選定等の委員会の設置予定はありますか。

○観光戦略部長(田北浩司君) お答えいたします。

同じ答弁になりますが、東洋のブルーラグーン構想の実現に向けて候補地等も含めた事業可能性については、現段階では内部検討している状況でございます。

○1番(榎田 貢君) はい。では次に、いわゆるブルーラグーン、世界最大の露天風呂、水着を着用の野外スパリゾート施設ということなのですが、これを別府市で整備した場合、水着を着用の温泉は既に市営温泉の北浜温泉テルマスがありますよね。テルマスも水着で入浴できる野外健康入浴が売りだと思いますが、これ、ブルーラグーンと形が、水着で入浴温泉ということで、これは競合することになると思うのですよ。北浜温泉の入浴者が、ブルーラグーンが発展することによってさらに減る可能性もありますし、今後赤字額が増え

ることでもあるのではないのかなと私は考えております。

新しい温泉施設を整備するに当たり、北浜温泉との連携やすみ分けという面はどのようにお考えでしょうか。

○温泉課参事（中村賢一郎君） お答えします。

北浜温泉は、屋外健康浴が施設の特徴となっている施設で、内湯運動など健康増進にも利用いただいております。

一方、東洋のブルーラグーンの基本構想策定検討報告書では、別府温泉の総合力で温泉文化を牽引する世界オンリーワンの温泉施設を整備することを目指すべきとされており、本市の温泉資源を最大限に生かしたものにするため、事業可能性を検討する中で北浜温泉をはじめ既存施設の競合やすみ分けといった点も考慮しながら、オンリーワンの施設がどのようなものであるべきか検討していきたいと考えております。

○1番（榊田 貢君） 今の答弁で、「世界のオンリーワンの施設」という言葉がありましたが、どのようなものを指すのでしょうか。

○温泉課参事（中村賢一郎君） お答えします。

基本構想策定委員会では、構想の実現に向けて「別府温泉の本物を活かす」、「別府の自然を活かす」、「持続可能な施設整備 環境との共生」、「新たな温泉コミュニケーションの創造 時代とともに進化する温泉文化」、「別府温泉全体で稼ぐ 地域経済活性化のための拠点づくり」といった5つの事業コンセプトを基に、これまでにないプレミアムな価値を創造し、地域に普及させることで別府温泉の総合力で温泉文化を牽引する「世界オンリーワンの温泉施設」を目指すべきとまとめられております。

○1番（榊田 貢君） 水着着用の施設が競合する場合、すみ分けは、やっぱり赤字運営が続く北浜温泉自体、今後の在り方を含めて私はもう検討すべきではないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○温泉課参事（中村賢一郎君） お答えします。

北浜温泉については、ブルーラグーン構想の検討と並行して今後の施設の在り方も検討していく必要があると考えております。

○1番（榊田 貢君） 検討していく必要があるという答弁をいただきまして、私も本当にそうしたほうがいいのかというふうに思っております。

続きまして、東洋のブルーラグーン構想をするに当たって、損益分岐点の詳細なものがありますでしょうか。お答えください。

○温泉課参事（中村賢一郎君） お答えします。

ブルーラグーン構想は、民間参入による整備を前提としております。施設整備には基本構想検討報告書にあるような事業コンセプトを求めることとなりますが、その実現可能な内容は、民間事業者の提案により規模感や事業費等も異なり、損益分岐点も変わってくるものと認識しており、市側において損益分岐点はこうですと、現在お示しできるものはありません。

○1番（榊田 貢君） 現時点で答弁いただけるものがないということですが、民間事業者が事業を進めるためにも損益分岐点というのは、私は必ず必要だと思っております。例えばこのブルーラグーンができることによって何人の人が別府市に来て別府のまちでお金を消費するなどというプランを立てないとはいけません。別府市がそれを把握しないまま事業を進めるということは、これは非常に危険だなと感じております。

北浜温泉は運営もうまくいっておらず、水着着用の温泉施設を整備する場合、民間が提案した事業計画、事業収支が実現可能でないものと、先ほどのオンリーワンの温泉施設というものが、これ、成り立ってこなくなるのですね。民間企業の提案が、市が求めるブルーラグーンのイメージに合致し、ほかに例のない温泉施設にするためにも、事業者任せ

のではなく、別府市が事業計画、損益分岐点を示した収支報告書を専門家を交えて精査していく必要があると思いますが、どのようにお考えですか。

○観光戦略部長（田北浩司君） お答えいたします。

先ほどの課長の答弁と重なる部分がございますが、民間資金、ノウハウの導入を求める提案を募集するに当たっては、市は温浴施設の整備であれば、湯量確保をはじめ候補地の提供等前提条件を示し、民間事業者にはこの前提条件を基にそれぞれがどのような付加価値をつけ、にぎわいの創出、収益・雇用を生み出し、地域に貢献できるのかといった提案を考えていただき、事業間で競っていただくこととなります。このため提案事業者は、コンセプトや整備内容によって事業投資額や形態等は変わりますので、損益分岐点も変わってくるものと考えております。

市としましては、投資規模、施設整備内容、収益性、企画力、デザイン等、事業者提案内容を総合的に勘案して判断していく必要があると考えております。

○1番（榊田 貢君） まだ選定場所も決まっていないということで、上人ヶ浜に限らず違うところが候補地になった場合、それが場所によっては道路の整備なども今後しなければいけないというふうになってくると思います。もしそれが、別府市がその道路整備事業も見るとなると、例えば損益分岐点また一つ変わってきますし、そういったのを踏まえた上でしっかり利益が出るようにしていただきたいなというふうに思います。そして、今後実現可能なのかということも含めてしっかり検討していただきたいなと思っております。

もしよければ市長の、この事業はすごく肝煎りだと思うので、市長から意気込みを一言いただけたらうれしいなと思います。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

議員の御心配の向きも大変よく分かりますし、今、損益分岐点の話も出ましたけれども、この東洋のブルーラグーン構想、私がかねてから規模感も、これは出していきたいなというふうに思っていましたし、今も思っています。ただ、さきの委員会の中で規模感に決してこだわらない、別府のオンリーワンにものをつくるのだと。質であつたりとか様々な面を考慮してください、決して規模感にこだわるものにしないよという事で、これは私にくぎを刺してきたのかなというようでもありますけれども、それはそれとして、今、損益分岐点の話がありました。これは様々な事業者によってやはりどのような事業形態にして、例えば投資金額を幾らにして、利益をどれくらい確保したいのか。そのためにはどういったサービスをして、どこで稼いでいくのかということ、ここそがまさに企業間の腕の見せどころということになるのだろうというふうに思っています。

別府市としては、やはり土地を貸したり、温泉の最大供給量を確保、どの程度供給できるかということも前提条件を整えて、その条件の中でそれぞれのノウハウで競っていたら、先ほど議員言われたような雇用であるとか交流人口であるとか、そういったことをいかに増やしていくか。どのバランスが一番いいのかということ、恐らくプロポーザルのような形になると思いますけれども、その中で選定をしていただくという形になるのではないかと。いずれにしても規模感にもこだわってきたいという気持ちもまだ私の中にありますし、それでなくてもやはり別府にしかない、別府に来ないとできない、体験できないという圧倒的な価値観のあるものをぜひ民間の皆さんと協力をして生み出していき、このように思っているところでございます。

○1番（榊田 貢君） 本当に市民の方も非常に楽しみにしている事業ですので、しっかりいいものになればなと思いますので、私はこのブルーラグーンの項については、これで終了させていただきたいなと思います。

続きまして、シェアサイクル事業についてという質問をさせていただきます。

前回、令和2年度の6月議会において、別府市の自転車活用に関する取組等について、

シェアサイクルなどの事業実施をしている他の都市の状況等を調査研究してまいりたいと答えられておりますが、その後、進展はどうか。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

前回の答弁以降、昨年は4月より約半年間、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業実施本部にて、べっぴアリーナで行いました総合受付センター業務をはじめ特別定額給付金事業などを最優先に全庁体制で臨んだこともありまして、昨年、榊田議員から御質問のありました自転車の活用に関する取組等の調査研究につきましては、思うように取り組めていない状況でございます。

○1番（榊田 貢君） 今、コロナウイルスの影響という答弁をいただきましたが、ちょっとそれを理由に進んでいないということで、行政のほうも緊急雇用など、人員体制は少しそういった意味では整えてきたのかなと思いますので、今年はそういったコロナウイルスの影響ということは言わずに、しっかりと進めていただきたいなと思います。

調査研究が進んでいないということですが、例えば公共施設にシェアサイクルを取り入れた場合、サイクルポートを設置することとなりますけれども、サイクルポートはどのようなものがあるか御存じでしょうか。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

サイクルポートの方式は、シェアサイクルを貸出し・返却する場所であるポートを指定し、その中に設置しましたラックに返却されるラック型と、ラック型を設置せずポート内に置くだけのラックレス型、またサービス提供地域内であれば任意の場所で貸出し・返却が可能なポートレス型がございます。

○1番（榊田 貢君） 民間事業者によるシェアサイクル事業の場合、公共施設へのサイクルポート設置に伴うものは、事業者がもう全て行います。そして、別府市は場所のみの提供ですので、経費等もかからないので、非常に私もいいものかなと思いますし、この後、災害ということで入っていきますので、それにも関連していけたらなと思います。

現在、災害時の行政の方々は、災害が起きた時の移動手段というのはどのようになっていますか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

地震・津波等で大規模災害時における移動手段につきましては、発生時の職員参集や発生直後の災害応急対策業務では、緊急車両の交通の妨げや道路の損壊等を想定して、徒歩または自転車等を使用することとしております。

なお、道路等が損壊した場合は、徒歩のみの参集も想定されます。

○1番（榊田 貢君） 今、いろんところでシェアサイクルの活用が、行政等行われております、災害時において。例えば金沢市や広島市なんか、1枚で複数のシェアサイクルを使用できる専用のICカードですね、10枚ほど市役所本庁に配布して、災害時に市職員がシェアサイクルを無償で活用できる。そして、サイクルポートの運用が停止となっている場合においても、シェアサイクルが行政の方は使用可能にしていたりとか、災害対応のため公用車や公用自転車が不足する場合、燃料確保が困難な場合、車両が通行できない場合、小回りが必要な場合などに、災害状況に応じて関係機関との情報連絡等のためにシェアサイクルを活用、こういった事例もございます。

お隣の大分市では、災害協定なんかも結んでおりまして、今どんどんこのシェアサイクルというのが非常に入っておりますし、別府市でもやっぱりそういったシェアサイクルの活用というのは、今後必要だと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○共創戦略室長（内田 剛君） お答えいたします。

災害時の移動手段としてのシェアサイクルの活用について、全国では災害時に道路が通行不能などの場合での職員の移動手段として利用するために、自治体とシェアサイクルの

運業者が協定を結んでいる事例がありますが、別府市の地形は傾斜のある扇状地であり、津波発生時は沿岸部が浸水域となるため、平野部や浸水域のない自治体と比較すると、災害時におけるシェアサイクルの活用の有効性は低くなると考えております。

また、大規模災害時には道路が損壊し、徒歩でしか移動ができない、瓦礫が散乱してタイヤパンクにより自転車使用に支障が生じる、停電が発生した場合は電動自転車の使用に限られるなどが想定され、大規模災害時における活用には限りがあると考えております。

災害対応については、行政の幅広い分野で様々な対応の検討が必要となりますが、本市における災害発生時の有効な移動手段についても、先進事例等を調査しながら今後研究する必要があると考えております。

- 1番(梶田 貢君) 検討の必要があるという答弁をいただきまして、本当に、先ほども言いましたけれども、このシェアサイクル設置にはお金もかかりませんし、本当に何かあったときも非常に使いやすいですし、行政の方と連携を取りたいという声もたくさんありますので、今後ともしっかりと進めていただけたらなと思います。

少し早いのですが、私の一般質問はこれにて終了させていただきます。

- 11番(穴井宏二君) では、通告の順番に従って質問をさせていただきます。

では、まず最初に、コロナ禍におけるがん検診について質問をしたいと思います。

この項目といたしましては、受診控えに対する対応策、また、がんの中でも肺がん検診について質問をしたいと思います。

まず、がんでございますが、日本対がん協会が全国の各支部で実施する住民検診の受診者は、2020年の3月以降激減をしているようでございます。1月から7月の累計は、その前の年に比べまして、前年比55%の減となったと言われております。また、昨年秋以降、検診は回復しているようでございますけれども、前年に比べて2020年度の受診者は三、四割減るであろうと予測をしているようでございます。

日本では、毎年約100万人の方が新たにがんと診断をされております。そのうち胃、大腸、肺、乳がん、また子宮頸がんの5つのがんは58万人、そのうち約22%が検診や健康診断、人間ドックなどで発見されていると言われております。

新型コロナの影響で受診控えが起こった関係で、今年度がんが発見されなかった人は、少なく見積もっても1万人になると言われております。医療機関全体で受診控えを考えると、その影響は数万人単位になるのではないかと言われております。

がんというのは、進行の度合いは、がんの種類によっても異なりますけれども、多くの場合が、小さながんが1センチになるまでに10年から20年かかると言われております。しかし、1センチから2センチになるのには、わずか1年から2年でなってしまう。ですから、1個が2個、2個が4個、4個が8個というふうに倍々ゲームが増えていくために、進行するほど急激に悪化していくと言われております。

そのようなコロナの影響で受診控えが起こっている状況から、今後、症状が出てから病院に駆け込む患者さんが増えるのではないかと言われておりますけれども、このような進行がんで見つかるケースが増えると、がんによって亡くなる方も非常に増えてくるのではないかと懸念をしていると、このように日本対がん協会の中川先生という方が言われております。しかし、今は医療機関は、きちんとした感染対策を取っておりますので、がん検診は決して不要不急ではないと、このように言われておりますし、私も実際お医者さんに行きまして、そのように感じております。

そこで、質問をしたいと思いますけれども、先ほども申し上げましたが、がんのような進行性の病気は、早期の治療が非常に重要となります。このように今のコロナの状況によりまして発見が遅れた場合に、命の危険が非常に高まります。

そこで、質問ですけれども、昨年からの新型コロナウイルス感染症が発生して以来、が

ん検診の受診状況、別府市におけるがん検診の受診状況、受診者数の推移、これはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

まず、別府市で実施するがん検診といたしまして、胃がん検診と肺がん検診につきましては、市内3か所の検診センターや検診車で巡回して地域で行う集団検診で実施をしております、また大腸がん検診及び乳がん検診につきましては、集団検診と医療機関で行う個別検診で実施をしております。

次に、令和元年度と平成30年度の受診状況についてですが、胃がん検診につきましては、令和元年度は2,102人、平成30年度は2,364人、肺がん検診につきましては、令和元年度は6,231人、平成30年度は6,603人、大腸がん検診につきましては、令和元年度の集団検診が3,877人、個別検診が1,221人の合計5,098人、平成30年度の集団検診が4,094人、個別検診が1,336人の合計5,430人。次に乳がん検診につきましては、令和元年度の集団検診が3,664人、個別検診が497人の合計4,161人、平成30年度の集団検診が3,681人、個別検診が626人の合計4,307人の方がそれぞれ検診を受診しております。

○11番（穴井宏二君） 詳しくありがとうございました。今の数字に基づきまして、ちょっと私なりに計算をしたところ、胃がんは今おっしゃった年度で比べましたところ、マイナス60人でマイナス12%、肺がん検診につきましては、マイナス70人でマイナス5%、大腸がんの集団検診につきましてはマイナス220人で、これはマイナス5%、個別検診がマイナス110人でマイナス9%、そして乳がんについては、集団検診はさほど、令和元年、平成30年は変わっておりません。ただ個別検診がマイナス180人と、かなり落ちているところでございます。

そういうふうな推移で中止、または延期とされていまして時期のがん検診につきまして、その後どのように健康づくり推進課としては対応されたのか、お伺いしたいと思います。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

県内で初めて新型コロナ感染者が確認された昨年3月から緊急事態宣言が解除された5月の中旬まで、国の指導に従いがん検診の実施を休止しておりました。緊急事態宣言解除以後、個別医療機関や検診センターでのがん検診を5月中旬から、また地域の公民館で行う集団検診を6月から順次再開しました。休止していた間の集団検診については、再開以降、再度日程調整を行い、感染対策を図りながら実施し、受診の機会が減らないように努めております。

○11番（穴井宏二君） よろしくお聞きします。お聞きしたところ、新型コロナの影響で休日出勤とか残業とかもかなり増えているというふうにお聞きしました。本当に御苦労さまでございます。

今御答弁ありましたとおり、新しい生活様式の中で市民の方が安心してがん検診を受診できる環境づくり、これが非常に重要になってくると思いますけれども、今後のコロナ禍におけるがん検診の受診者の回復のためにどのように取り組んでいくのかをお伺いしたいと思います。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

がん検診の未受診者に対して、年度中に適宜受診勧奨通知をお送りしております。また、別府市が実施する集団検診においては、新型コロナ感染予防対策の一環として現在予約制にしておりますけれども、その際に同時に受診できるがん検診を紹介するなどして受診勧奨にも努めております。

今後も、引き続きがん検診の必要性については広く周知するとともに、受診しやすい体制づくりを行い、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） はい、分かりました。

それでは、またちょっと数字的なこととお伺いしたいと思うのですが、別府市の部位別のがんの死亡数で多いものと、それぞれ男女比についてお伺いしたいと思います。また、男女別の死亡数の多いもの、これについてはどうなっていますでしょうか。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

令和元年、暦年にはなりますけれども、別府市全体の部位別のがん死亡者数は、多い順に、肺がんが89人、大腸がんが53人、胃がんと肝臓がんが同数で42人となっております。このうち男性が占める割合は、肺がんが66.3%、大腸がんが41.5%、胃がんが64.3%、肝臓がんが59.5%で、女性の占める割合については、肺がんが33.7%、大腸がんが58.5%、胃がんが35.7%、肝臓がんが40.5%となっております。

次に、男女別で見ますと、男性では多い順に肺がんが59人、胃がんが27人、肝臓がんが25人、女性で多い順に大腸がんが31人、肺がんが30人、膵臓がんが20人となっております。

○11番（穴井宏二君） はい、分かりました。それでは、今お聞きしますところ、2019年の部位別のがん死亡率の1位は肺がんとなっております。肺がんの病気ごとの、1期、2期とありますが、その5年生存率、これはどうなっていますでしょうか。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

5年生存率は、治療後5年間に再発がなければ、その後の再発はまれであることから、便宜上治癒率の目安とされております。国立がん研究センターの最新の報告によりますと、肺と器官を合わせたがんの5年生存率は、1期では81.6%、2期では46.7%、3期では22.6%、4期では5.2%となっております。病気は、がんの進行度を表しており、数字が大きくなればなるほど進行し、治療が困難になることを示しております。早期に治療を行うほど5年生存率が高い状況となっております。

○11番（穴井宏二君） はい、分かりました。早期治療が非常に重要になってくるということでございます。がん検診について本当に早く受診を勧奨する、これが大事になってくると思います。

改めて、進行が初期の人ですね、ごくごく最初の時期の人ほど5年生存率が高いという状況が見受けられますけれども、がんの早期発見・早期治療の重要性について、改めて見解をお伺いしたいと思います。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

早期に治療を行うほど5年生存率が高くなりますので、早期に発見され治療につなげることは大変重要なことと捉えております。初期では症状が出にくく、自分で気づくことが困難なことから、早期発見のためにがん検診を多くの方に受けていただく必要があると考えておりますし、今後も、積極的に受診勧奨に努めてまいりたいと思います。

○11番（穴井宏二君） はい、よろしく申し上げます。

肺がんについてでございますけれども、この肺がんの検診につきましては、胸部エックス線の検査が行われます。「読影」といいまして、「読む影」と書きまして、レントゲン写真を読影する際は、2年以上の医師によって読影するようになっております。別府市におきましても、同様にそのようにされているのかどうかお伺いしたいと思いますし、また、この肺がん検診については個別受診といいまして、多くの医療機関で実施が可能ではないかなと思っております。ございますけれども、まず、この肺がん検診の受診率向上のために、別府市内の個別医療機関での肺がん検診を実施できないかどうか。これについてはどのような見解を持っておられますか。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

現在、別府市の肺がん検診は、市内の検診センターと検診車で地域の公民館などで行う集団検診にて実施をしております。肺がん検診の実施につきましては、国の指針により

十分な経験を有する1名を含めた2名以上の医師による胸部エックス線写真の読影が必要となります。個別医療機関で実施する場合には、受診から判定までの体制を整えるため、読影医師の確保など様々な課題もあります。関係機関との調整が必要となりますので、市内の医療機関における実施の可能性や現実的な実施の有無について、今後調査させていただきたいと思っております。

○11番（穴井宏二君） よろしくお願ひします。

佐世保市におきましては、ちょっとお聞きしたところ、医師会のほうに委託をしまして、個別の医療機関で撮ったレントゲン写真を読影会というのを設けて集中して2名以上の医師で見てやっている。これは市が委託をして、ちょっと聞き間違いがなければ委託料が1,600万というふうにお聞きしたような気がしますけれども、医師会に委託をして個別の医療機関で肺がん検診のレントゲン写真を読み取っている、このようにお聞きをいたしました。こういうふうなやり方も、いいのではないかなと思っております。

そこで、この受け方、検診の受け方についてお聞きをしたいと思うのですが、オプトアウト方式というのがあるそうでございます。つくば市におきましては、検診項目が表になっておりますけれども、対象年齢とか自己負担額も書かれていることで、自分で予算が立てられる。一目で分かりやすくそれぞれの項目の右側の欄に、通常は受診しないのにチェックするのですが、あ、間違えました、受診しないのにバツ印をつけて出すというオプトアウト方式、ちょっと難しい言葉ですけれども、そのようなやり方をやっているそうでございます。大分県内でオプトアウト方式を取り入れているところは、まだないようでございます。

これをやりますと、嫌でない限りは全ての検診を受け入れてもらいたいという、そのような自治体の意思が伝わりやすいのではないかなと思っております。このような特定健診とがん検診と一緒に示されまして、さらに自己負担額や対象年齢が書かれていって一目で分かるこのオプトアウト方式の導入ですね、これについてどうなのか。これを取り入れているところにおいては非常に、東大阪とか、かなり受診率が上がっているようでございますので、また、別府市においては肺がん検診の受診率が県内でも非常に低いようでございますので、ぜひこれを取り入れてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

別府市が実施するがん検診では、検診センターで特定健康診査を受ける際には、希望するがん検診を同時に受診することができます。また、保健センターで特定健康診査とがん検診を同時に受診できる集団検診を2年前から始め、一度に複数の検診を受けられる機会を設け、今年度につきましては、現在まで9回回数を増やして実施しており、受診しやすい環境づくりに努めております。受診に当たって電話で予約をしていただくように現在しており、その際、同時に受診が可能ながん検診を紹介し、受診勧奨にも取り組んでもおります。

御提案のありましたオプトアウト方式等も含めて、今後も効果的な取組方法については検証していきたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） ぜひよろしくお願ひいたします。今、電話で予約をするときでもしている、非常に御苦労さまでございます。ぜひ効果的な肺がん検診の受診率向上に向けまして、よろしくお願ひしたいと思います。また改めまして、昨年からの新型コロナ禍における市民を守る取組に対しまして、敬意を表しまして、質問を終わりたいと思っております。

では続きまして、市営住宅の退去時等の基準・対応について簡単に質問したいと思います。

市営住宅の退去時におきましては、注意事項などがあると思っております。直接その疑問点につきまして相談するときは、やはり市民の方は担当課のほうに連絡をするというふうにな

ると思います。それによりまして、どこまでが住民、入居者の負担になるのか。原状回復の修繕費用など、すぐ回答がなくてなかなか分かりづらいところがあるようでございます。疑問があって相談を受けることもあるのですけれども、そういうふうなことをまず明確にしていってほしいかな。よく調べれば分かるのですが、市民の方に分かりやすくやったらどうかと思うのですね。

先日、この一般質問を通告する前に市のホームページを見ましたところ、それにはどうも掲載がなかったようでございます。その入居者が負担をどうするのか、負担区分の基準ですね、これを分かるように、やっぱり分かりやすく周知をしてもらいたいと思いますけれども、ホームページと関連しまして、これについてお伺いしたいと思います。

○建築指導課参事（豊田正順君） お答えをいたします。

住宅管理センターと入居者との修繕の負担区分につきましては、「市営住宅入居者のしおり」という冊子に掲載されておりまして、全ての新入居世帯に内容の説明をした上で配布しております。また、毎年開催しております管理人集会におきましても、配布や郵送をしております。

なお、ホームページ掲載の御指摘でございますが、3月に入りまして掲載をさせていただいております。

○11番（穴井宏二君） 私も「入居者のしおり」というのを、ふだんは表しか見ないのですけれども、改めていただきまして、内容の確認をさせていただきました。その中で1点だけ、細かいところで申し訳ないのですが、以前も相談を受けたのですが、これは入居したときに、思ったのですけれども、畳が、住宅の中の畳が非常にちょっと悪かった、状態が悪かったということで、この修繕、取替えについて種々やり取りをしたことが以前ございますけれども、その畳につきましては、表替えとなっておりますけれども、負担区分が表替えとなっておりますけれども、間違いがないかどうか。

また、長年入居していると、畳の表だけではなくて畳の中の芯ですかね、の部分が劣化してくる。耐用年数が20年から30年と言われておりますけれども、そういうところの補修負担について、これはどうなっていますでしょうか。

○建築指導課参事（豊田正順君） お答えをいたします。

畳についての負担区分でございますが、畳表のみの交換費用とさせていただいております。

○11番（穴井宏二君） 入居者とのトラブルがないように、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

退去時については、チェックシートでやっているということでございました。この畳床の交換の判断は、一定の資格を持った人がしないといけないとなっておりますので、ぜひともよろしくお伺いしたいと思います。

聞き取りをする中で非常に建築指導課の方としましても、非常に住民に寄り添った対応をしているなというふうにお伺いしましたので、本当にありがとうございます。今後ともよろしくお伺いします。

では、次の質問に入ります。火山災害発生時の事前防災と要配慮者の避難計画について、若干長くなるかもしれませんが、お伺いいたします。

東日本大震災以降、日本各地で地震が数多く起こってまいりました。また、それに伴いまして火山の噴火も起こっておりまして、まさに日本列島は火山列島である、こういうふうに認識をすることでございます。九州におきましても、阿蘇山、桜島、また新燃岳、諏訪之瀬島ですかね、最近では、また口永良部島など、次々と火山活動が活発になってきております。火山の噴火は予測されないとと言われておりますけれども、専門家の方によりますと、ある程度予測はできると言われております。それが火山性地震でありまして、そ

れとともに起こる、その後起こる火山性微動と言われております。噴火の前には必ずこの火山性地震があるというふうと言われておまして、御嶽山や口永良部島、箱根山などでも、記録によりますと、その山体の周辺部、また山体直下で揺らいたようでございます。

先月2月20日、また21日にかけて、別府の鶴見岳の山体直下におきまして火山性地震が数回あったようでございます。私の住んでいる扇山におきまして、突き上げるような震動と若干の揺れがございました。改めまして、この山体直下である火山性地震が非常に気になるところでございますけれども、これについてはどのように捉えておられるのか。火山性地震についてお答えをお願いいたします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

火山性地震ですけれども、気象庁が噴火情報等で用いる用語集の「火山性地震・火山性微動に関する用語」によりますと、火山性地震とは、「火山体またはその周辺で発生する地震のこと」と言われています。「マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや噴火に伴うものもあり、火山によっては火山活動が活性化すると多く発生する傾向がある」と言われています。

○11番（穴井宏二君） 万が一の、あつてはいけないことですが、鶴見岳の火山噴火に備えていくことが大事ではないかなと思っております。先日の火山性地震におきまして、ある方は、「通常の火山性地震よりもかなり規模が大きかった」、このようにも言われております。

そこで、別府市のこの火山防災についての避難計画、これはどうなっていますでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

火山防災につきましては、平成27年12月に活動火山対策特別措置法改正が施行され、火山災害警戒地域の指定や火山防災協議会の設置義務等が定められました。特措法改正に伴いまして、平成28年2月に鶴見岳・伽藍岳が火山災害警戒地域に指定されたことから、同年7月、大分県、別府市、由布市、宇佐市、日出町による鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会が設置されました。その後、平成31年1月に同火山防災協議会によりまして、鶴見岳・伽藍岳火山避難計画（火口周辺地域）で噴火警戒レベルの1から3というのが作成されております。

なお、居住地域に関わる火山避難計画、これは噴火警戒レベル4から5に該当するのですけれども、同協議会で現在検討をしているところであります。

○11番（穴井宏二君） 現在検討中ということですね。よろしくお願ひします。

防災マップなのですけれども、この防災マップの降灰、火山灰とかについて危機管理課で丁寧で作成されているというふうにお聞きしました。防災マップの中に避難所が幾つか入っております。それについては今後じっくり検討して、また対応してもらいたいと思ひます。

この防災行政については、どこまでが行政の範囲なのか、またどこからが地域住民の責任といたしますか、範囲になるのか、非常に線引きが難しいのが実際ではないかなと思ひます。

今から質問いたしますけれども、障がい者の方も健常者の方も皆同じところに住んでおまして、地域住民でございます。一番弱い立場にいる方に配慮をして対策を打つことが非常に重要になってくるのではないかなと思ひます。要支援者を軸とした対策を打っていく。そうしますと、自然と健常者の方の支援も目に見えてくるのではないかなと思ひますし、要支援者対策はこの防災行政の鍵であると思ひます。

また、障がい者の方といっても一人一人状況が違います。年齢も違いますし、身体の方、また知的の方、精神の方、様々違います。また妊婦さんや乳幼児、児童、また別府市には

外国人の方も数多くおられます。そういうふうな支援が非常に大事になってくると思います。

そこで、要配慮者の方への安否確認、また支援、これはどうなっているのか、どのよう
にお考えなのか。また要支援者名簿というのは効果的に活用がされているのか。この名簿
につきましても、個人情報、またプライバシーの壁があります。情報の共有が限られてお
ります。こういうふうな現状についてどのような見解を持っているのか、お聞きしたいと
思います。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

災害時配慮を要する方の避難等の支援につきましても、個々人の状況によって支援のあ
り方が変わります。市としては、このような方に対し、くまなく支援の手が届くように、
要配慮者に対する基本的な方針事項を地域防災計画に定めているところであり、災害発生
時に支援が滞りなく行えるよう、市対策本部訓練を通じ実効性の確保に努めているところ
であります。

避難行動要支援者名簿の活用につきましても、要支援者の個別計画の作成時、必要な方
への情報提供以外、その取扱いには災害対策基本法第 49 条の 13 により秘密保持を義務づ
けています。避難行動要支援者については、個別支援計画により要支援者が確実に避難で
きるよう計画の作成を推進しているところですが、要支援者の安否確認も、支援者あるいは
消防機関、警察、社会福祉協議会等、支援関係者等を通じ収集することとなると考えてお
ります。

○11 番（穴井宏二君） はい、分かりました。

では、この要支援者の名簿の登録の基準、これはどうなっているのか。また、万が一の
ときに避難をする際に近隣の方、住民の方に気を使いまして、申し訳ないとの思いでこの
登録をプライバシーの関係で拒む方への対策、これはどうなっておりますか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

要支援者名簿登録の基準については、基準としまして、要介護認定を受けており、要介
護度 2 から 5 に該当する方、身体障害者手帳 1、2 級の交付を受けている方、療育手帳 A
1、A 2 の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方、(発
言する者あり) 障害支援区分 2 から 6 の認定を受けている方、大分県の特典医療費受給者
証の交付を受けている方、従前の別府市災害時要支援者の登録者、その他市長が認める方
となっております。

登録を拒む方への対策といたしましては、避難行動要支援者名簿の作成においては、市
が保有する情報に基づき、対象者の同意を得て名簿への登録をすることとなりますけれど
も、議員御指摘のとおり個人情報の漏えいを危惧する要配慮者の中には、名簿への登録を
拒む方がいらっしゃいます。このような方は、名簿への登録はできませんが、市は要支援
者である情報を保有しておりますので、災害対策基本法第 49 条の 11 によって、避難行動
要支援者の生命または身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、
本人の同意なしで名簿情報を提供することができます。

○11 番（穴井宏二君） 大変かもしれませんが、ぜひとも取組をよろしくお願いいた
します。

そこで、要支援者全体の避難行動支援策の市の地域防災計画での位置づけはどうなっ
ているのか。また、地域で支援して避難行動をスムーズに進めるために各地域の状況、様々
違うと思います。地震・津波、また山間部においては火山災害が予想されるところもあり
ます。そのような地域事情に合わせた地域別の個別計画の作成も協力して進めていって
はどうか、そういうふうなところも、やっているところもあるみたいですが、どう
かなと思いますけれども、御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

災害時の避難行動要支援者の安全確保を図るため、市の地域防災計画に個別計画の策定などが記載されています。個別計画の作成については、インクルーシブ防災事業として、避難行動要支援者名簿登録者で希望するものを対象に一般社団法人福祉フォーラム別杵速見実行委員会に委託し、年間20件を作成することとしております。要支援者と地域の人たち、福祉関係者の協力によって、いざというときの近隣住民からの支援を組み込んだ個別支援計画を災害時のケアプランとしてあらかじめつくり、日常的に訓練を行う仕組みにより個別計画の実効性を担保しようとするものであります。

○11番（穴井宏二君） 今おっしゃっていただきましたインクルーシブ防災、全国的なモデルとなっているようでございます。

また、最後のほうでおっしゃっていただいたケアプランですね。これは福祉事業所等と連携をして多分行うのではないかなと思うのですが、今、ケアマネジャーさんとかは、お聞きしたところによりますと、辞める方も少し多くなってきたと、こういうふうにも聞いておりますので、ぜひ負担がかからないように連携をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、災害のハザードマップによる意識の喚起、これが非常に大事になってくると思うのですが、地震や津波、また噴火による溶岩流、また火山体の中にあるマグマ溜まり、火山灰の降灰模様ですね、火山灰がどう降ってくるか。そういうふうなところの実際の写真、動画を一緒に入れてみて防災意識、避難意識の高揚を図ったらどうかと思うのです。例えば50センチの津波、1メートルの津波が来たら、自分に対してどのような影響が出るのか、また火山噴火による溶岩ドームの公開によって火砕サージ、または火砕流による人身に与える影響、そういうふうなイメージが分かりやすいような、島原とか、ああいうふうなところを参考にしながらやってみたらどうかと思うのですが、これについてちょっと御意見を願ひします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

従前から地域の自主防災組織の行う訓練には、市の職員を派遣し、市民の防災意識の高揚を図っているところですが、このほかにホームページによる啓発や別府市防災マップを市内住民に配布する等、市民の防災意識の高揚に努めているところであります。

議員御指摘の件につきましては、それぞれの自然災害の状況を写真や動画で見ることに、さらにイメージしやすいものとするに努めていきたいと思ひます。

なお、今年度は高校生による避難所運営研修において、大分県より貸与されましたVRゴーグル 仮想現実が見えるゴーグルというやつなのですけれども を着用して地震や津波の疑似体験をしていただきました。そして防災意識の向上を図ってまいりました。

○11番（穴井宏二君） 災害対策基本法は、よく読んでみますと、やはり行政の応急的な対策、いわゆる事後対策が、事後防災対策が結構多いようでございます。他県におきましては、防災基本条例を制定して事前防災対策に力を入れている自治体もあるようでございます。

先日のニュースでありましたけれども、鹿児島市のように実際に火山が噴火しているところは、時系列による事前避難行動計画である防災タイムラインの訓練を定期的に行っております。この防災の基本条例、また火山噴火を想定しての防災タイムライン訓練についてどのような見解を持っていらっしゃるのか聞かせてください。

○共創戦略室長（内田 剛君） お答えいたします。

本市では、議員御承知のとおり防災基本条例は制定しておりませんが、災害への備えについては、別府市地域防災計画に基づき災害に強いまちづくりを目指し、平時から災害予防対策を計画的に行っており、今後も計画に基づき必要な対策を推進してまいります。

また、火山噴火を想定しての防災タイムライン訓練についてですが、現在のところ、別府市も加入しております大分県鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会が、平成31年1月に作成いたしました鶴見岳・伽藍岳火山避難計画までであり、これは入山規制までの計画ですので、これに基づく訓練は、今後も必要だと考えております。

今後は、同協議会で現在検討されております居住地域に係る火山避難計画　これは噴火レベル4から5になりますけれども　が策定された後に内容を地域防災計画に盛り込み、訓練等の火山防災対策を進めていきたいと考えております。

それと、先ほど議員から2月20日、21日の鶴見岳の火山性地震の御報告がありましたけれども、これにつきましては、事前に別府市のほうに大分気象台のほうから情報共有ということで、気象庁のほうに、この火山性地震について気象庁の火山情報に載せるので情報共有ということで事前に連絡をいただきました。内容につきましては、行政として対応は必要ないと。地震が　ありましたけれども、その後発生しておりませんので、今後注視をしていきたいと考えております。

- 11番（穴井宏二君）火山性地震について最後おっしゃっていただきました。ありがとうございます。この火山性地震については、実を言いますと、1期、2期、3期という、あるのですね。最初の1期の頃はプレートから抑えて、特に何も被害はない。第2期、数年して第2期がまた起こってくる。その2期のときにかなり被害が出ることもある。だから、別府市についてはどうか分かりません。それが3期まで行くと、一応地震と火山活動は終わるわけですね。そういうふうに言われております。被害がないことを祈って、部長の答弁であるとお見守っていきたいと思います。よろしくお願いします。

では最後に、障がい者の方への就労支援、また暗所視支援眼鏡についてお伺いをしたいと思います。

障がいのある・なしにかかわらず、どのような方にも生まれてから幼少期、また学齢期を過ぎて社会へ出ていくのが人生の常でありますけれども、市の障がい者、課長からもお聞きしたところ、様々な施策や目標を設定して取り組んでおられるようでございますけれども、実際にそれが効果を表しているのかどうか、また検証、また現場への聞き取り、保護者への聞き取り等、これが大事になってくると思います。

全国的に見ましても、特別支援学級、またそれに在籍する児童数は、過ぐる12月議会でもお聞きいたしましたけれども、かなり増えてきているようでございます。その在籍児童の9割を占めるのが知的障がい、また自閉症、また情緒が急増しているようでございます。別府市においても同じような状況とお聞きしたわけでございますけれども、その子どもさんたちの卒業後の就労、また居場所づくりが非常に重要な課題になってくると思います。

先日も教育長とちょっとこの障がい者教育、特別支援学級等について意見交換をさせてもらいましたけれども、まさにこの障がい者教育、一くくりにして障がい者教育は、やっぱりこれは教育の原点であるというふうにおっしゃってございました。本当に教育長の言葉に感銘を受けたわけでございますけれども、このような卒業後の就労、居場所づくり、非常に親御さんも悩むところでございますけれども、市としてもぜひとも積極的な絡みをしてもらいたいと思うところでございます。

まずお聞きしたいのですけれども、障がい者の方への就労支援、これはどのようになっているのか。概略的にお聞きしたいと思います。

- 障害福祉課長（大野積善君）お答えいたします。障害福祉サービスといたしましては、就労移行支援、就労継続支援のB型、A型、就労定着支援があります。支援の内容は、具体的には生産活動の訓練であるとか職場体験、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その他適正に応じた職場の開拓、就職後における職場

の定着のために必要な相談などを提供しております。また、一般就労に関しましても、ハローワーク障害者就業・生活支援センターを相談先として御紹介させていただいております。

また、障害者自立支援協議会がごさいますが、その中の専門部会である就労部会でも就労支援についての定期的な協議を行っております。

- 11 番（穴井宏二君） 課長、すみません。ちょっと最後のほう、もう一回お願いできますか。障害者自立支援協議会のところ、もう一回ちょっとお願いします。
- 障害福祉課長（大野積善君） 別府市障害者自立支援協議会の中の専門部会といたしまして就労部会がごさいます。その就労部会について、就業についての定期的な協議を行っているところをごさいます。
- 11 番（穴井宏二君） 今おっしゃっていただいた専門部会である就労部会、すみません、正直初めてお聞きしたのですけれども、これについてはどのような取組を行っておりますか。また、その構成員の方はどのようになっていますか。
- 障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

自立支援協議会の専門部会である就労部会におきましては、基幹相談支援事業所であるとか就労継続支援 A 型、B 型の事業所、就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、支援学校の方々が参加し、就労に向けての現状の課題の検討、それから共通認識の醸成、利用者間の情報交換、勉強を深める場を設けております。直近ではコロナ感染対策のため、今回は中止となりましたけれども、障がい者の就職面接に向けた就職面接会など、就労に向けての直結する活動や研修などを行っております。

- 11 番（穴井宏二君） 支援学校などから、卒業した後の進路の状況を、また就労継続支援 B 型、また A 型への通所、また難しいと思いますけれども、一般就労への実績、就労への実績はどうなっているのか、また就労後の支援に関してはどうなっているのか、このところをお答えください。
- 障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

市内には 4 つの支援学校がごさいます。別府支援学校の本校、別府支援学校鶴見校、別府支援学校石垣原校、南石垣支援学校の卒業生の進路については全てを把握しておりませんが、卒業後の障害サービスの利用の実績によりますと、平成 31 年度は、A 型への就労がゼロ、B 型は 16 人、令和 2 年度は、A 型は 1 人、B 型は 13 人の利用となっております。その他の卒業生に関しましては、一般就労であるとか進学、生活介護等に移行しているものと考えております。

また、一般就労へ移行した障がい者の方が、就労により日常生活のリズムが乱れ仕事に行けなくなるなどの、就労に伴う生活面の課題に対応できるように、相談支援専門員が企業や自宅へ訪問したり、来所に必要な連絡調整や助言などを行う就労定着支援を行っております。

- 11 番（穴井宏二君） ありがとうございます。一般就労に限らず A 型、B 型へ就労しても人間関係など、またコミュニケーションの問題で長続きしない場合があるというふうにお聞きをしております。やはりこのような素晴らしい制度がありますけれども、この制度のはざままで困っている方への細かい支援をよろしく願いいたします。

では、最後に暗所視支援眼鏡についてお聞きをいたします。

これについては、過去 2 度ほど質問をさせていただきました。令和 2 年の第 2 回、第 3 回の一般質問で前向きな答弁をいただいております。本当に感謝いたします。

これについては、公明党の秋野公造参議院議員も積極的に取り組んでおりまして、大分県が全国でも進みつつある、このように言っておりますが、支給は可能になったのかどうか、お答えをお願いいたします。

○福祉共生部長兼福祉事務所長（中西康太君） お答えさせていただきます。

大分県網膜色素変性症協会へ当事者の方の困りや利用者ニーズについてお尋ねしたところ、特に夜盲症の方は、暗いところでは物が見えにくく、夕方以降になると外に出ることが難しく、日常生活が制限される。そのためこの暗所視支援眼鏡の利用が特に有効であるというふうなお話を伺っております。

本市では、東部保健所の統計によりますと、昨年度の3月末現在22名の方が同難病であるという指定医療費の受給者証を所持しておりますので、現在日常生活用具として暗所視支援眼鏡の給付を行うために、他市の状況も踏まえながら、新年度に向けて要綱改正を進めているという状況でございます。

○11番（穴井宏二君） ぜひ、よろしく申し上げます。

○3番（美馬恭子君） では、一般質問のほうを始めさせていただきたいと思います。

まず最初に、医療・介護関連についてということで、PCR検査の拡大についてお尋ねしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の第3波の中ですが、首都圏などではまだまだ緊急事態宣言が出されたまま、減少傾向にも少し陰りが見えています。しかし、別府市においてははかなり鎮静化してきています。これも多くの方が移動自粛をし、会食自粛をし、3密を避け、手洗い・マスクと感染予防に徹底する中でのことです。また、別府市においては、年末から年始にかけて緊急支援対策の第4弾としての取組や飲食店の自主休業もあり、本当に市民の自主努力の成果だとも言えます。しかし、今から春に向けて気候もよくなり、人生の節目を迎える行事も多くなってきます。その中で観光都市別府としては、ある程度の人の動きも出てくるものと予想されます。

今、落ち着いている現状の中で、広く検査を希望する人への検査ができる体制をつくっていくことが必要だと考えています。別府市においても、先ほど言いましたが、飲食店を対象にPCR検査を実施できたことで、検査を行うまでのノウハウや方法など蓄積されてきたのではないかとも思っています。3月末で終了ということになっておりますが、それ以降も検査対象を拡大し、定期的な検査の継続を考えてほしいと思っておりますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

別府市では、年内に市内で連日感染者が発生したことに伴い、事業継続支援金の支給金対象店舗に対しまして、感染症対策のチェックの一つとして、さらに全国的に飲食店での感染が広がっている状況下であったことを踏まえまして、これ以上の感染拡大を抑えるために、市内飲食店にまで広げたPCR検査の機会をつくり、3月末を期限に行っているところでございます。

現在、大分県におきましても、高齢者並びに介護施設等の職員に対しまして検査キットの配布や、不安を抱える妊婦に対する分娩前の検査事業などが実施されるなど、PCR検査の対象者も広げながら感染防止体制を行っている状況でございます。

今後、大分県が進める検査体制の状況やワクチン接種が開始されていく状況下の中、大分県をはじめ医療機関の現場の状況などを十分に把握しながら、感染拡大防止に向けた体制と備えに取り組んでいきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） まだまだアフターコロナではなく、ウイズコロナ、コロナの中にいるという段階で、人が動けばウイルスも必ず動きます。鎮静化している今こそ、飲食業はもちろんのこと、ホテルなどの観光業や土産物などの小売店舗など、広く社会的な検査を実施していくときではないかと思っております。それこそが経済を動かすためにも必要なものだと思います。

県では、介護施設に関しても検査を始めるという話が出ておりますので、これ以上に検

査が広がっていくことを望みます。検討をよろしくお願いします。

さて、ワクチン接種の話が今出てきましたが、ワクチンの接種に関して多くの人にワクチン接種を促進していくためには、市民への広報は非常に大切なことであると考えています。特に高齢者はスマートフォンや市のホームページを閲覧する習慣があればよいですが、なかなか情報が伝わりにくいということも思われます。現在、広報についてどのようにお考えになっているのでしょうか。また、今後どういった広報をして情報を伝えることで接種に対して理解をしてもらい、多くの人に接種をしてもらう広報周知を考えていただけるのか、お伺いしたいと思います。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

広報についてですが、市報、市のホームページに加え、個別での通知やテレビCMなど様々な方法が考えられると思います。

議員御指摘のとおり、情報を発信する上で高齢者や外国人の方などを含め、情報が伝わりにくい方々にいかに正しい情報を分かりやすく提供できるか。また、接種は希望者に対して行われますことから、市民の皆様が今回のワクチン接種について十分に理解をし判断していただけるような情報を提供することが非常に大事なことだと考えておりますので、国、県からの情報を注視しながら、適切な時期に正確な情報を市民の皆様へ提供できるよう、広報周知を行ってまいりたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） ワクチン接種に関しては、いまだにはっきりとした予定が示されていません。また、先行接種の中での副反応の情報のみが独り歩きしているような感じもあります。先行接種は医療従事者であり、臨床研究の目的もありました。その中で詳しく接種後の状況を日誌に記載して提出していくという形を取っています。当然医療従事者ですから、一般の方よりも細かく情報提供をされていくことでしょうか。副反応として出てくる数も多くなることと思います。出てきた情報をしっかりと流すことは、とても大切なことであるとは思いますが、不安をかき立てるような情報発信もあり、戸惑うことも多いかと思われれます。

このようなことを配慮して、市からの発信についても、しっかりと検討していただきたいというふうに思っています。どのような薬にも主の反応と思っても寄らない副反応があります。個人がそれを理解した上で接種するかしないかを判断することは、とても難しい選択です。今、ワクチン接種の予定がはっきりしていない時期、この時期を生かして多くの方がかかりつけ医の方などしっかりと話をし、判断の糧とされることが大変必要だと思います。ぜひ市としてもそのような広報も考えていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

続きまして、まだ高齢者へのワクチン接種も行っていないけれども、私が危惧しているのは、特に基礎疾患の人に対する対応はどうなっているのかということです。対応するには医療機関にとっても難しいと考えています。国は、予診票に自己申告で記入することとしているようですが、仮に別府市は個別接種ということにしておりまして、かかりつけ医でワクチンを接種するというふうになるかと思いますが、例えばかかりつけ医で接種できない場合、医師も患者の情報がないまま、当日の問診と予診票にて接種を行わなければならないと思います。これは医師にとっても、また患者にとっても大変不安があると思います。

そこで、基礎疾患を持つ人たちについては、私は、お薬手帳などを持参してもらうなど、別の方法も考えられないかと思っていますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

基礎疾患を持つ方への接種については、今後、国から詳細な情報が提供されてくると考えておりますが、各医療機関での個別接種を想定した場合、かかりつけ医でない医療機関

での接種時に確認する方法としては、お薬手帳等の活用も有効な手段ではないかと考えられます。

今後、別府市医師会との協議を重ねていくこととなりますが、接種対象者にとっても、医療機関にとっても、正確で安心な接種が行える方法を検討してまいりたいと考えております。

- 3番（美馬恭子君） 本当にワクチンが、高齢者4万人と伺いましたけれども、そのワクチンが一度に確保できれば悩むこともなく、また接種券も発送できるかと思いますが、今のところ大分県にどれぐらいの数が入ってきて、別府市にまたどれぐらいの数のワクチンが来るのかは、先が見えていません。そんな中で確保できた本数で高齢者をどのように選択して接種券を送るのかも自治体任せのようですが、これもかなり難しいのではないかと思います。5名の体制でワクチン接種をということになっていますけれども、本当に大変な仕事であると思いますが、しっかりと広報をして、みんなが戸惑いがないようにしていただければと願うばかりです。

また、基礎疾患に関しては、高齢者の中にも多くの該当者がいらっしゃると思います。今の時点でかかりつけ医にしっかり相談をして、問診だけではなく予診票にもしっかりかけるような関わりを持っていただければというふうに思っています。全体で免疫を得るためには、50%そこそこのワクチン接種ではやはりよろしくないとも思っていますので、ぜひ多くの人を受けられるような広報を今の時期に考えていただければと再度お願いいたします。

さて、引き続きまして、今の医療現場の状況ですけれども、コロナ禍におけるこの1年間、本当に昨年の3月から1年丸々たってしまいましたが、医療現場の中、思っている以上に疲弊しています。そうした現場の状況について把握して、現場に対してこれからも様々な支援をお願いしたいと思いますが、この辺はどういうふうにお考えになっているでしょうか。

- 健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

これまで医療従事者の方々が、感染拡大収束に向け日々強い使命感を持って治療などに当たっていただいていること、これは十分に認識しております。議員からの御意見も真摯に受け止め、今後もこれまで以上に別府市医師会などの協力を得ながら、また協力しながら、現場の状況の把握に努めながら取り組んでいきたいと考えております。

- 3番（美馬恭子君） 医療現場は、本当にG o T oどころではなく、懸命に現場を守っています。別府市は、それなりに落ち着いているようには見えますが、コロナ感染の中でマニュアルを作成し、ガウンテクニックの徹底、病棟の受入れ体制の変化、慣れない仕事への連続、クラスターが発生すれば「どうして」と責められ、自身の家族までもが会社から自宅待機を命じられたり、医療従事者の子どもであるからというだけで保育所からも「来てくれるな」と言われ、感染が多くなれば不安感から自宅からの通勤もやめ、病院や施設に寝泊まりを続ける。1処置・1エプロン・1手袋・手洗いと言われている中で、いまだに物品が潤沢とは言えないのが実態です。せめて休憩時間はおしゃべりをしてストレス解消したいと思っても、「密は避ける」と言われ、分散での食事、黙々と話もせずただ食べるだけ。疲れた、もう持たない。私のやりたかった看護はどこに行ったのと、もう辞めたいと疲れ果てて家に帰り、朝になったら、それでも、私が辞めたらほかの人に迷惑がかかる。そう思って一生懸命出ていく、これが現場の実態です。

私は、35年間医療の現場で働いてきました。決して楽な現場ではありませんでした。人員はぎりぎり、医療が高度化していく中で、朝行けば昼食時間まで座ることなく動き、昼からも動き回って、気がつけば勤務終了時間。それでも看護師としてのやりがいを持っていたからこそ働き続けることができました。

しかし今、後輩たちは、そのやりがいさえ持つことが厳しい職場に立たされています。これからワクチン接種も始まります。先の見えない中で、働き続けることのできる環境づくりをぜひ現場の声を聞いて進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、介護に関してお伺いしたいと思います。

コロナウイルス感染症の影響などによる、現在の介護人員の状況はどうなっていますか。非正規が多くなっているのではないのでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えいたします。

介護に従事される方は、施設系、訪問系、通所系と様々な部署でサービスの提供を行っておりますが、日頃からどちらも人材確保に頭を悩ませているとお聞きしております。コロナ禍の中では、医療関係者の逼迫した状況はよく報道されますけれども、介護関係者の中でも濃厚接触者の対応や発症・発生から一定期間を経過した無症状の陽性者の支援と受入れなどを行っております。介護に従事することを怖がる方がいるという声もございしますが、皆さん、責任感を持って継続的なケアを行っていただいております。

ただ、特に訪問系の介護従事者は、陽性者の支援を行うと濃厚接触者となる可能性もあり、次の訪問先への支援に行けなくなりますので、正規、非正規にかかわらず通常よりも多くの介護従事者が必要になっている態勢状況だと思われま。

○3番（美馬恭子君） 私の知り合いが、訪問介護を受けています。そんな中で、外から見える方に対して大変不安を持っています。マスクを手作りでしてきたのよと。できたらきちっとしたマスクをしてほしいわ。どこで仕事をしてきたのか分からないけれども、一生懸命仕事をしている彼女を見ると、要らないことは言えないというふうに言っていました。

訪問介護をされている方々などは、本当にそういう意味でマスクは自前であったりすることをお聞きします。介護事業所が様々な負担が大きくなっておりますが、安心して仕事ができなくなっているのではないのでしょうか。そこら辺はどのようにお考えになっていますか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えいたします。

コロナ禍の中で行政ができる支援としまして、入手困難となっている際、マスクを配布したことがございますが、その後、徐々にマスク市場も回復し、今は必要に応じて身近なところで入手できるようになっております。介護関係の事業所におかれましても、マスクは感染の危機からお互いを守る重要なツールの一つです。従業者の感染防止対策の一つとしてマスク着用の徹底指導、あるいはマスクの支給等の従事者への配慮をお願いしたいと思っております。

介護サービス提供事業所の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費につきましては、国が今年度立ち上げました助成制度を県及び市において全事業所へ周知し、活用を進めてまいりました。今後も関連する助成事業がございましたら、情報提供に努めますので、しっかりと感染対策を講じ、継続的な支援を行っていただきたいと思いますと考えております。

○3番（美馬恭子君） 今言いましたように、非正規の介護従事者は本当に多いです。その中でマスクは出回っていますが、マスク一つ買うにしても「大変、大変」ということも聞いております。ぜひ介護事業所等に話を聞いて、支援できる物品があれば支援していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、第8期計画に伴う介護保険料の据置きについてお伺いしたいと思います。

据置きになった理由をお聞きしたいです。よろしくお願いいたします。

○高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えいたします。

予算決算特別委員会で他の議員さんの質問と繰り返しとなりますが、別府市におきましては、65歳以上の高齢者は近年減少傾向ではございますが、介護サービスを多く利用す

る75歳以上の後期高齢者は増加傾向でして、団塊の世代が75歳となる2025年に介護サービス利用者はピークを迎えると想定されておりますので、同時に事業にかかる費用は当面増加傾向になると思われまます。しかしながら、現7期の事業計画中におきましては、当初見込まれた事業費よりは実際少なく、軒並み今年度決算見込額は減額補正となりました。

今年度、第8期の別府市介護保険事業計画等策定委員会におきましても、基金残高が9億円を超える見込みでありますし、コロナ禍の中で高齢者の負担を増やさない思いもございまして、今回は基金を大幅に切り崩した上、次年度から3か年の介護保険料につきましては据置きにしたいという考えでまとまった次第でございます。

- 3番(美馬恭子君) 今回の据置きは、本当に私もよかったというふうに思っています。やはり介護保険料、高齢者の方々に圧迫感を加えていますし、据置きされたことで気持ち的にも少しゆとりが持てるのであればよかったなというふうに思っておりますので、ぜひ第8期終了時点で継続できますように、またよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

次の質問ですが、介護サービスを受けるためには、原則要支援1から要介護5までといった介護認定を受ける必要があります。この認定までの流れはどうなっているのでしょうか。また、認定にかかる日数はどれぐらいあるのでしょうか。

- 高齢者福祉課長(阿南 剛君) お答えいたします。

認定審査を受けましたら、主治医宛てに意見書作成を認定調査員宛てに認定調査依頼を行います。依頼を受けた主治医と調査員は、2週間程度でそれぞれ主治医意見書と認定調査報告書を作成し別府市に報告することとなっております。報告書がそろいましたら、コンピューターによる1次判定を行い、それらの資料に1次判定結果を添付した上で、介護認定審査会の事務局である広域圏事務局へ2次判定の依頼を行います。それを受けて広域圏事務局は認定審査会へ資料を送付し、主治医の意見書と調査等の内容から整合性の確認と介護の手間について総合的に判断を行う審査会を行います。その後、本課で2次判定結果を介護認定審査会からいただいた上、本課において認定を行い、本人宛てに結果通知を行います。これらの一連の流れによりまして、認定結果が出るまでに、申請から約1か月程度の時間をいただいております。

- 3番(美馬恭子君) 介護認定までかかる流れは分かりました。ただ、介護認定を初めて受ける方にとっては、急を要する場合もあると思います。今までは自分で何もかもできていたけれども、今動けなくなった、今とにかく受けたいといったときに、日数を待って、そして介護認定を受けるまでの時間が、私たちが思っているよりもかなり長いものを感じるのではないのでしょうか。

私の知り合いも、「随分かかるのだね。これでは今まで払ってきたお金の意味がない」というようなことを訴えてまいりました。介護認定まで待てない方、急いでいる方などはどうなるのでしょうか。

- 高齢者福祉課長(阿南 剛君) お答えいたします。

介護認定の新規申請を行った場合、その認定有効期間は認定申請時からおおむね半年間となりますので、お急ぎの場合は事前にケアマネジャーと相談し、暫定ケアプランを作成していただきサービス利用を行うことはできます。ただし、もし認定結果が非該当となった場合は保険適用されず、自費扱いとなってしまいますので、急がれる場合も時としてあると思われまますけれども、そのところは十分にケアマネジャーとも打合わせの上、御理解いただいてから御利用申請いただきたいと思いますと考えております。

- 3番(美馬恭子君) 介護認定を受けるということは、私は今まで自分で何もかもできていたのに、介護してもらわないといけないうのだという思いもあり、本当にぎりぎりになるまで我慢して、結局にっちもさっちもいなくなってしまう方が多いのではないかと思います。

ます。今まで私も、病院の中で90歳を超える方が病気で入院してきて、では家に帰るとき認定は幾らですかと聞いたら、認定を取ったことがありませんというような話も聞きました。認定を取ることが悪とまでは言いませんが、自分で動けることが大切だということで、なかなか認定まで行かない。そんな中で介護認定までのフォロー、そういうのをしていただけだと思いますけれども、なかなか今、ケアマネジャーさんも忙しい中、いろいろ大変だとは思いますが、担当者によって差があるということも伺いました。そういったことのないような取組はどういうふうに行われているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えします。

在宅の要介護者のケアマネジメントを行うケアマネジャーは、居宅介護支援事業所に在籍しており、国及び市が定めた指定居宅介護支援等運営基準では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って認定申請に係る手続を代行し、必要な協力を行わなければならないとされており、

別府市では、集団指導あるいは個別の実施指導を通じて運営基準に沿った支援が行われているかどうかの確認を行うこととともに、よりよい支援ができるような指導も併せて行っております。

市内におけるケアマネジャーは優秀で、皆適切な利用者支援をしている認識ではございますけれども、引き続きケアマネジャーのさらなる質の向上の観点から指導に努めてまいります。

○3番（美馬恭子君） では続きまして、介護サービスの利用状況は、今どのようになっていますか。今年度はコロナウイルス感染症の影響で利用控えもあるのではないかと思います。その辺はどうでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えいたします。

今年度当初予算に見込んでおりました利用よりは少なくなる見込みでございますが、それでも前年度実績と今年度決算見込みを比較した場合、全体のサービス利用に係る介護給付費は増額となっております。ただ、比較的介護度の低い方の御利用である総合事業につきましては、前年度比で減少傾向でございます。新型コロナウイルス感染症が原因とは明確には言えませんが、介護度の高い方はあまり利用控えということではなく、介護度の低い方々につきましては、若干利用控えの一因となった可能性があるものと考えております。

○3番（美馬恭子君） 今言われましたように、介護が必要な方は、コロナであろうが何であろうが介護を受けないといけないということで、そんなに大きく差はないですけれども、介護をしてもらわなくても何とかできるという方々ですね。健康で自分らしく生活していきたい、介護サービスを受けずに今頑張っているという方々の利用が落ちているというような状況だと思います。介護サービスを受け過ぎても体力が落ちるというようなことも言われていますが、介護サービスが足りなければ御本人が望む生活様式も継続することはできないと思います。この点、高齢者福祉課ではどのようにお考えになっているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛君） お答えいたします。

介護保険制度の基本理念は、自立支援でございます。可能な限り、その居宅において自立した日常生活を継続することを目標に介護予防を行い、サービス利用者が持つ生活を行うのに必要な能力を維持・改善することを念頭に置いて、目標志向型のケアプランの作成に努めていることとなっております。そのためには、利用者の有する生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で利用者の運動や移動の状況、日常生活の状況、社会参画や対人関係などコミュニケーションの状況、健康管理の状況等の把握に努めながら、利用者及びその家族の意欲・意向を踏まえた総合的な課題解決に向けた支援を行うようにこれから指導を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（阿部真一君） 休憩いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（松川章三君） 再開いたします。

○3 番（美馬恭子君） 前半の介護保険に関しましては、なかなか今、介護の状況も厳しいですので、ケアマネジャーに対しての職務量、そして介護従事者の方たちが継続して働き続けられるようにということで再度お願いして、次の項に入りたいと思います。

次は、就学前教育に関してということでお尋ねしたいと思います。

別府市就学前の子どもに関する教育協議会というのが開催されています。本協議会はそのような目的で、今後どのように生かしていこうと考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○学校教育課参事（志賀貴代美君） お答えいたします。

本協議会は、別府市の全ての幼児教育施設において質の高い就学前教育を充実させていく上での課題と、その解決に向けた方向性について幅広い視点から協議することを目的としております。

公立幼稚園においては、少子化や幼児教育無償化による保育者ニーズの変化から、園児数が減少していく中、保育の質をどう保っていくのかという課題があります。この公立幼稚園の課題の解決策を探りながら、子育て世代の保育ニーズに対し安心して子どもを預けられる質の高い就学前教育の提供につなげてまいりたいと考えております。

○3 番（美馬恭子君） この協議会には、何度か傍聴させていただきました。私は、別府市に来て初めて知りましたが、別府市では各小学校に幼稚園が併設されています。運動会やその他の行事が合同で実施されています。だから、小学校に上がってからの不安も少なく、親も子どもスムーズに移行できていくのだと感じました。これは別府市独自の形態で、とてもいいことだと思っています。就学前の子どもたちの状況を知ることで、小学校の先生方も、初めての学校生活に入るための子どもたちの下準備として大いにプラスになることもあるのではないかと考えています。

ところが、今回協議会の傍聴をさせていただいて素直に感じたのは、子どもの数の減少と子どもを取り巻く環境の変化です。お尋ねしたところ、平成元年に 900 人いた子どもたちが、令和元年では 400 人ということで、半減以下。一番少ない幼稚園では 14 名ということで、本当に驚かされてしまいました。両親ともに働く御家庭が増えて、今までの 1 年制の幼稚園では保護者のニーズに合わなくなってきていることや、就学前の教育範囲が広がっていること、就学前に入る施設の選択肢も大変大きく広がってきています。そして、何よりも少子化の中で幼児教育の無償化が始まったこと、以前にも増して多様な個性を生かし育てていくためには、何が必要なのかということも再度考えさせられました。市立の幼稚園や保育園のいいところ、また今まで積み上げてきた公立幼稚園のいいところなど、しっかり検証していただきたいと思っています。同じ校区の幼稚園など、小学校との交流活動や市町村が主催する幼保小連携に関する研修会に積極的に参加するようにと、大分県の幼児教育進行プログラムにも載っていました。

さて、そんな中で子育て世代に別府市を選んでもらうためには、今後どのような子育て支援の政策を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○学校教育課参事（志賀貴代美君） お答えいたします。

協議会では委員から、公立幼稚園の 2 年保育、特別支援教育の充実が必要であるという意見が出されております。また、女性の就労意向や幼児教育無償化の影響を踏まえると、今後さらに教育・保育のニーズが高まる可能性があるため、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所のよさを併せ持つ認定こども園が魅力的であるという御意見もいただいております。このような意見を踏まえ、今後、子育て世代が安心して子どもを預けられる環

境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○次長兼子育て支援課長（月輪利生君） お答えいたします。

令和元年度に実施しました第2期別府市総合戦略及び第4次別府市総合計画策定に係る市民アンケート調査におきまして、子どもの数が増えると思う支援・対策の上位に、子育てに伴う経済的負担の軽減、保育所、児童クラブの整備などが上がっていることから、今後、アンケート調査に基づいた経済的負担の軽減や保育所、児童クラブへの整備・支援に関する政策をさらに充実させていくことが、本市及び他市の子育て世代に別府に住みたい、別府に住み続けたいと思っていただける上で重要になってくるものと考えております。

○3番（美馬恭子君） 子どもの数が、本当に少なくなってきました。「ほかのまちと違って別府市は」ということで発信していただいて、子育て世代をぜひ引き寄せていただきたいというふうに思っています。以前研修したとき、兵庫県の明石市は、子育て環境の整備や支援にこんなに力を入れていますと、これでもかというほど発信していました。また、ほかの都市にはないような政策を行っていますとも発信し、多くの子育て世代に選ばれているということも書かれていました。

子育て世代が多くなれば、まちは活気づきます。今、就学前教育を考えるのであれば、何十年も継続されてきたものをしっかり見て、それにプラスアルファを付け加えることを考えるべきだと思っています。どこのまちも一緒では、選択されるのは大変難しいです。

私は、この間、新図書館建設に向けてのオープンプラット会議に何度となく参加させていただきました。当初は夢のような構想が話され、思いも寄らない考え方が語られ、一体別府市の図書館はどんなふうになるのかなと前が見えませんでした。何が別府にとって必要なのかという思いを一人一人が持って、そして新図書館に向けて構想を広げていくというこの会議方式は、とてもいいことだと思っています。全てを受け入れるのではなく、聞いて、考えて、別府らしさ、そして市民に求められるのを見つける。こんなやり方がいるんところで広がれば、別府はより別府として価値を高めることができるのではないかと思うに至っています。

子育て支援に関しても同じではないでしょうか。せっかく協議会として意見を聞いていくのであれば、今あるものをいかに残すか、また、別府市が子育てとして選ばれるように変化させるためにはという形で、今度はいろんな方たちを巻き込んで議論をしていただきたいというふうに思っています。

まだ今からも2回、3回とこの協議会は続くようではございますけれども、でき得る限り傍聴させていただいて、私も就学前の子どもたちに関してしっかり目を向けて考えていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、最後の項に入りたいと思います。

今回、共生社会ということで大きなポイントとして上がっています「ともに生きる条例」に関してということで、最初に生活道路の改善状況についてお伺いしたいと思います。「ともに生きる条例」では、障がいのある人もない人も安心して安全に暮らすことのできる共生社会の実現を目的に掲げていますが、市民の生活にとって生活道路は大変重要な施設です。

そこで、生活道路の改善状況等についてお聞きしたいと思います。まず、道路などについての要望・苦情は日々多数寄せられていると思いますが、年間どのくらいの数の要望があり、その要望内容はどのようなものになっていますか。

○道路河川課長（山田栄治君） お答えいたします。

道路などについての要望・苦情についてですが、毎年度約2,000件から、多い年で3,000件近く寄せられております。令和元年度におきましては、約2,030件の要望等をいただきました。その内容につきましては、舗装やインターロッキングなど路面に関するものが一

番多く 713 件、約 35%でございます。次いで側溝や水路など、これに関するものが 435 件、約 21%です。そのほかカーブミラーや区画線、防護柵などについての要望などが寄せられます。また、職員のパトロールにより補修・改修等が必要な箇所を把握したもの、これにつきましては 360 件あります。

- 3 番（美馬恭子君）「ともに生きる条例」の中に、「共生社会とは、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会です」というふうに書かれています。社会生活全般において生活のしづらさを、不安感を感じている人が、今でもたくさんいます。

私は、京都からこちらに来た当初は、車の運転をしていませんでしたので、通勤時に子どもをベビーカーに乗せて 15 分程度歩いて通っていました。そのときに感じたのが、ベビーカーでどこを通れと言うねん、安全に通れる歩道、どこにあるねんと、車が通るたびによけられそうもない道を必死によけていました。その後車通勤をし出して、道路の状況も忘れていましたが、職場から患者さんを連れて車椅子で散歩に出かけることになりました。そのときに、あら、全然変わっていないという思いを感じました。

今言われたように、補修・改修必要な箇所、本当にたくさんあります。私は、朝ウォーキングをしています。小さい穴ぼこなどは結構アスファルトを埋めてきれいに改修されていますので、本当に見て歩いていらっしゃるのだなということがとてもよく分かりますが、大きな亀裂はそのままずっとありますし、歩道が途中でなくなっているところもあります。

そんな中、寄せられる要望・苦情について、その内容は本当に様々だと思いますけれども、その要望等に対しこれまでどのような対応策を取ってこられているのか。舗装の全面改修を要望しても、なかなか予算の関係もあるのでと思いますが、何年も改修されていない場所も多く見受けられます。どのようになっているのでしょうか。

- 道路河川課長（山田栄治君） お答えいたします。

舗装の部分的な補修や側溝の軽易な詰まり、それから蓋の改修などにつきましては、即時対応を行っているところでございます。また、工事を伴うものにつきましては、内容や規模も様々ではありますが、順次工事発注をして対応をしております。

昨年度におきましては、舗装改修工事、それから側溝改修工事、路肩の改修工事、そのほか小規模な工事も合わせまして約 320 件の工事等を行い、各種補修・改修等の対応をできております。

舗装の全面改修につきましては、要望箇所も多く、規模によりますけれども、工事費も多額であり、要望をいただいてすぐに対応できないものも多くございます。順次対応をしているといった状況でございます。

- 3 番（美馬恭子君）一昨年、市民と議会の対話集会で高校生と対話した際に、「車椅子に乗っている人やつえをついている人は、雨が降ったら大変そう」という言葉を聞きました。私たちは、雨が降れば何も考えずに傘を差します。それを気に留めて発言する高校生の感性に大変驚かされてしまいました。普通、二、三センチの段差があっても気にはならないのですが、ベビーカーや車椅子、つえ歩行では本当に気をつけなければ危ない段差です。

その中で通学路、子どもたちの通学路の安全、そういうことを考えますと、利便性、安全性などで歩行者空間についての対策等はどのようにお考えになっているのでしょうか。

- 道路河川課長（山田栄治君） お答えいたします。

歩行者空間に関する要望等につきましては、外側線、それから段差などについて多く寄せられております。また、関係機関とともに通学路の点検や職員のパトロールなどでも、改修の必要な箇所の把握を行ってございまして、外側線の更新、それからグリーンベルトの設置、段差の解消、また側溝改修時の歩行者空間のフラット化などを行ってきており

ます。また、道路内の占用事業者が歩道内において埋設管の改修工事などを行う場合がありますが、それに合わせて工事を発注しまして、段差を解消するといった対応も行っております。

- 3番（美馬恭子君）今お話を伺って本当に思い当たるというか、多分半分のところに水道管が埋まっており、ガスの線も埋まっていたのだらうと思うのですが、広い道の半分が大変きれいになっていて、あと半分は凸凹というような状態に道もかなり見受けます。それでもきれいなほうの道を歩けば、少しはこけずにいいかなというふうな思いもしております。

通学路は、学校ごとに一応指定されているとは思いますが、歩道と車道の区別がはっきりしていない道や車の通りが比較的多いのに狭い道、細い路地からの見通しがよくない道など多数見受けることがあります。定期的に点検実施などをされているようですが、今後とも安全に配慮して、幼い子どもからお年寄り、障がいを持つ人も持たない人も、誰もが安心して楽しく通れる道路の整備を、お金も時間もかかるでしょうが、着実に進んでいただきたいというふうな思いを込めて、次の質問に入りたいと思います。

さて、今回、共生社会実現推進基金条例の設立が上がりました。共生社会実現事業としてバリアフリー調査業務というのが入っていますが、共生社会実現に向けてどのように取りかかっていかれるのでしょうか。

- 障害福祉課長（大野積善君）お答えいたします。

共生社会の実現に向け、今回ハード面の整備を行うために、令和3年度に建設部及び障がい当事者の協力を得ながら、市道路等のバリアの調査を実施いたします。その結果をデータ化して、令和4年度の事業計画策定、実施していきたいと考えております。

- 3番（美馬恭子君）すみません、予算決算の中でも委員が尋ねていましたが、令和3年度中の調査スケジュールはどのようになっていますか。

- 障害福祉課長（大野積善君）お答えいたします。

予定といたしましては、令和3年4月にバリア調査の委託入札し、5月に障がい当事者、市、業者による調査の具体的な協議を行います。また、6月から7月頃にかけて実施調査、8月に調査結果のデータ化の報告を受け、9月に障がい当事者、市による改修箇所決定をいたします。10月に令和4年度の当初予算への反映を行うことを予定しております。

- 3番（美馬恭子君）道路を調査するだけでもかなりの時間を要すると思いますし、それを段階的に直していくというのも時間がかかるとは思います。とにかく第一歩を進めなければ道はよくなりませんし、共生社会に向けての道も進んでいかないとしますので、長い時間はかかるかと思いますが、ぜひ一歩一歩着実に進んでいってほしいというふうに思っています。

そして今後、その計画としてはどのような形で考えていらっしゃるのでしょうか。

- 障害福祉課長（大野積善君）お答えいたします。

今後のバリア調査の計画でございますが、令和3年度のバリア調査、これは初めてのことでありますので、実施状況を検証して今後の計画を検討していきたいと考えております。

- 3番（美馬恭子君）「この道、全然変わってへんやん」ではなくて、「あら、変わったやん」と言えるような別府になっていくのだらうと大変楽しみにしています。

この条例は本当にすばらしい条例だと思っています。別府市民が意識を持って関わることで、もっともっと変わり得る別府になることなのでしょう。みんなが同じではなく、みんなが違うことが当たり前、様々な個性の集まりが別府の宝と言えるようにしていきたい。私もそこに向かって頑張っていきたいと思います。

- 20番（野口哲男君）久しぶりに質問します。

教育行政について。デジタル教育という問題が取り上げられておりますが、日本は今、デジタルの部分で非常に後進国になっているというような状況なのですよね。国はデジタル庁を設置して、これからスピード感を持ってそれに取り組んでいくということになると思うのですが、私がいろいろ調べたところ、デジタルとアナログというのがどういう問題なのかというのは、私もいろいろ調べてみましたけれども、かなりなかなか難しいのですよね。デジタルというのはどういう問題かという、飛び飛びの値しかない量なのです。それからアナログとは、区切りなく続く値を持つ量。これだけでは全く理解ができませんわな。しかし、そういう中でアナログデータをデジタルデータに変換することがデジタル化ということになるわけですが、これは将来、スピード感を持ってこれからの日本の経済とか、そういうものが発展していくという、大きな目的を持ったものであるというふうに私は理解をしました。

そういう中で別府市のデジタル教育の推進構想と、その取組について質問しますが、まずGIGAスクール構想の推進として、小中高に1人1台の端末を支給するとありますけれども、これは予算化されたと思うのですが、そういう取組の概略について説明をしていただきたいと思います。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

本年度の補正予算等により、全市立小中学校における高速大容量のWi-Fi環境の整備と、児童生徒1人1台のタブレットの整備が完了したところです。タブレットの主な活用としましては、各教科の授業や総合的な学習の時間などにおいて、児童生徒が問題解決に必要な情報をインターネットで検索したり、収集した情報を整理したり、その情報をグループや学級で共有したりするなど学習ツールとして活用することを想定しています。このように整備したICT環境によって児童生徒の主体的で共同的な学びを一層充実させることができると考えております。

○20番（野口哲男君） これ、私はちょっと心配するのですけれども、この教育について、ハード面の整備もまだ教科書問題等が整っていないわけですが、そういう中でソフト面でどれだけの教育が効果を上げていくのかということ考えたときに、私がおの問題点をちょっといろいろ抽出してみますと、デジタル教科書問題というのは、これは決着がまだしていませんよね。それから指導教諭の問題、誰がどのように指導していくのか、その養成はどうなるのか。それから校内LANの整備、これはハード面になるのですけれども、それから学習者PCの整備、これもハード面ですよね。それから学習ツールと校務のクラウド化、このクラウド化というのは、クラウドが何なのかと調べたら、「雲」という意味らしいですね。こういう横文字がどんどん出てくると、もう我々の年齢ではついていけないところもあるのですけれども、そういう中でICTの活用をしながら教育をしていくと。その中で家庭への持ち帰り等もあるのですけれども、今、南小学校ではもう既に先行してテストケースでいろいろ教育をしているということらしいのですが、その南小学校でやっている内容とこういうふうな問題点をどのようにリンクした中で解決しようとしているのか。その点についてお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

議員御指摘のデジタル教科書の導入に係る問題については、まだ方針が決定しておりません。文部科学省は、2024年を導入目標時期としてデジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議を設置し、デジタルに求められる機能や児童生徒の健康面への配慮、紙の教科書とデジタル教科書の関係等を検討しています。

別府市教育委員会としましても、国の動向を注視しながらデジタル教科書の効果的な活用方法について調査研究していきたいと考えております。

また、教師のICT活用指導力の向上が大きな課題となりますが、来年度教職員を対象

とした研修の実施やICT支援員の派遣を行い支援する予定です。

現在、モデル校として南小学校ではICT環境を先行導入し、令和3年1月よりICTを活用した授業の在り方や個に応じた指導の在り方を検証しているところです。成果としては、十分な教員研修を実施することで苦手意識を持つ教員の不安が解消され、授業で積極的なICT機器の活用が進んだとの報告を受けております。また、総合的な学習の時間において児童が積極的にタブレットを使って情報を収集し、その交流を通して主体的に学ぶ姿が見られたとの報告もを受けております。

このような成果が見られた一方で、タブレットの家庭への持ち帰りについては、一部の学年で試験的に実施はしましたが、まだ十分な検証ができていないため、引き続き持ち帰る場合の要件などの検討が必要であると考えております。

その他様々な問題点が今後生じることが考えられますが、試行錯誤しながら一つ一つ解決することで、学校におけるICT活用を推進してまいりたいと考えております。

○20番（野口哲男君） 今、課長の言われた内容について私もずっと考えてきましたけれども、このハード面の整備というのは、お金をかければ幾らかできるのですよ。しかし、やっぱり教育長、こういう問題はやっぱりソフト面ですね。ソフト面でその指導教諭がどれだけのものを子どもに伝えていけるのかということになるわけですから、そういう意味で私が心配しているのが、4月、新学期から始まるのかどうか分かりませんが、そういう整理をどの辺でどういうふうにしていくのか。特にまた指導教諭の養成とか、そういうものについてしっかり対応していかないと、これは後々問題点が大きくなるというふうなことを考えておりますから、今、課長が言われた問題点、私が指摘した問題点等について、やっぱり教育庁内でしっかり検討して、抜かりのないような教育をしていく必要があるのではないかと思います。

それで、いろいろこのGIGA教育について私も調べてみましたが、このGIGA教育というのが単なるICTを使った便利のある教育というのではなくて、やっぱり精神的な教育とかそういうものが非常に重要になってくると思うのですよ。というのは、スキルだけ教えて、それを、そういうものを置き去りにしてはならない。また後、詳しいことを言いますが、そういう問題がある中で、今、ゲーム感覚等でやるということも必要でしょうけれども、やっぱり依存症というような問題もあるし、持ち帰りの問題等についてもやっぱりしっかり検討して、そのような問題をどういうふうに解決して克服していくのかというようなことを教育委員会の中でしっかり、教育長、検討した中でこの教育を進めていただきたいと思います。

それで、私がちょっといろいろ勉強した内容で、別府市の教育大綱というのをちょっと見させてもらいました、この前ちょっといただいた中でね。それで、非常にいいことを書いてあるのです。私どもが子どもの頃は詰め込み教育というか、宿題が山ほど出て、朝始業前三、四十分に出て行って漢字の書き取りテストをされたりそういう、算数のテストがあったり、そういうふうな教育をずっとやって、おかげで基礎学力はついたとは思いますが、精神的ないろんな面での教育というか、そういうものが少し置き去りにされていたような問題があるのです。

だから、今回の別府市の教育大綱をちょっと私、見させてもらいましたが、このGIGA教育の中で非常にその教育大綱を遵守していく上で参考になる問題がかなりあると思うのですよ。その問題について二、三提案をしてみたいと思います。

まず、教育大綱では、「地域が人をつくり、人がまちをつくる好循環を持続的に生み出す。時代の変化に柔軟に対応することのできるしなやかさと失敗を恐れない発想力と創造性を兼ね備え、自分に合った生き方などができる自立した人が求められます」と記載してあります。まさにそのとおりですね。私たちがやっぱりこうして生きてきた、もう70年にも

なるのですけれども、そのような中で教育というものは時代によっていろいろ変遷していくと思うのです。将来的にGIGA教育という一つの大きな、コンピューターを使った、ICTを使った教育、あるいはそういうこれからの社会を築く上で何が大事かといえば、ここの中にあるようにやっぱり自立した人、そういう人間を育てていくということが必要ではないかなと思いますね。だから、そういう教育というものを考えているということはどういうことなのかというのを、ちょっと簡単に説明してください。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

別府市教育大綱では、基本理念として「自分らしくしなやかに生きる自立した人 互いを尊重し、『ふるさと別府』を愛する人」を育むことを掲げております。この理念の実現に向け、学校教育においては、児童生徒が受け身ではなく、自ら学び、考え、他者と協働して答えにたどり着く探究的な学びを一層充実させたいと考えております。

○20番（野口哲男君） はい。それで、ちょっといろんな書籍を私、当たってみたので、読んでみたのですけれどもね。台湾のオードリー・タンというコロナを抑え込んだ若き天才、鬼才がいるのですけれども、このオードリー・タンが育った家庭というのが、8歳で弟のための分数の教育プログラムをこさえたり、14歳で法律を犯してまで退学をしてアメリカに行って自分で起業して、そしてまた台湾に帰って、今、台湾の政府の中で働いていますけれども、このオードリー・タンの書いた本を見てみますと、非常に参考になるようなことが書いてあります。

まず、ソクラテス式問答法というのがあるのですよね。ソクラテス式問答法、これは何なのかと、私は興味を持って見たのですけれども、対話を重ね、相手の答えに含まれる矛盾を指摘して、相手に無知を自覚させることによって真理の認識に導く方法。これは非常に難しいようでもありますが、私たちが今まで受けてきた教育というのは、親から「こら、お前、こうしろ、ああしろ。それはだめだ」というような教育であったと思うのですよ、先生からもね。私も大分悪いことをして校長室に座らせられたりしましたけれども、そういう中で、やっぱりそういう一つのソクラテス式問答法というのを、それからまたクリティカルシンキング、これは非常に舌が回らないようなものなのですけれども、これは、決して相手を批判するのではなく、自分の思考に対して証拠に基づき論理的に、かつ偏りなく捉えるとともに、推論過程を意識的に吟味する思考法。これは簡単に言うと、物事をクリアに捉えるための思考法。これはお父さんのほうからオードリー・タンはそういう教育を受けたということなのですね。クリエイティブシンキングというのは、既存の方法や分類にとらわれず自分の方向性を見つけていく思考法、これをお母さんからそういう知識教育を受けた。

だから、こういうことを今説明された教育大綱のものとマッチしている部分が非常に大きいのではないかなと思うのですよね。だから、将来的に教職員が指導するときにそういうふうな具体的な取り組み方というのを、教育委員会としては教職員を指導育成するときにそういうものを含めてしっかり指導していく必要があるのではないかなと思うので、口幅ったい言い方ですけども、ぜひこういうのを参考にさせていただきたい。

これは時代の変化に柔軟に対応することのできるしなやかさと、失敗を恐れない発想力と創造性を兼ね備え、自分に合った生き方などができる自立した人を育てる。これは多分別府市教育委員会独自の考えではなくて、そういう教育方針にのっとって国の教育方針もこれは入っていると思うのですけれども、そういうものをしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

この「自分らしくしなやかに生きる自立した人 互いを尊重し、『ふるさと別府』を愛する人」を育む、ここが大事ですよ。やっぱり市長がいつもそういうふうに言っていますけれども、やっぱり別府を愛する青少年を育成する。これがまず教育の中では一番大事

です。それがひいては家族愛につながり、そしてまた愛国心というののできてくると思うのですよね。そういう教育をぜひやっていただきたいというのが、私の今回の一つの大きな質問の内容でございます。

そして、もう一つ大事なことは、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、インクルージョンという、「インクルージョン」と、また横文字ですけれども、「包括」という意味なのですけれども、誰も置き去りにしないこと。デジタルに関するスキルよりも素養を重視すべきだということが書いてありますけれども、この素養というものについてはいろんな見解もあると思いますけれども、この点については誰も置き去りにしないとか、素養を大事にするとかいうことについては、教育委員会としてはどのように考えておりますか。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

別府市の教育大綱では、目指す学びの姿として一人一人に適した多様な学びと、創造的な思考をかき立て、自分なりに問いを立て、他者と協働し、答えにたどり着く探究的な学びを掲げています。このような学びを通して、議員御指摘の誰も置き去りにしない教育や単なるスキルではなく、生きて働く学力を育む教育を追求したいと考えております。

○20番（野口哲男君） これは各現場の教師、教職員ですね、これに教育長、ちゃんと伝えていく、教えていくということが、指導していくということが非常に大事になると思うのですよ。先生方も今大変忙しくて、今回またこういうデジタル教育が始まるということに際しては、確かに苦労が多いと思います。しかし、その苦労が多くても、やっぱりせっかくこれだけのお金をかけて1人1台の端末を利用しながら、活用しながら教育をしていくわけですから、それに対するソフト面をしっかりと大事にしていきたいということをお願いしたいと思います。

参考までに、その台湾の教育は自発性、相互理解、共存、共同作業ですね。特にソーシャルイノベーションが大事、SDGsという持続可能な発展を目指しているということなので、日本としても今SDGs、持続可能な発展というものをどこでもやっぱり今やっていかなければならないということになるわけですから、こういうものを一緒につくり出しながら教育をやっていくということをぜひやっていただきたいと思います。

今私が心配するのは、指導教職員の問題ですね。公務多難な折もいろいろありますけれども、いろんないじめ問題とか虐待とかいろいろあるような大変な教育問題があるわけですが、教育の問題があるわけですが、教育委員会も学習指導員というか、そういう人材を活用していくというようなことも書いてありますけれども、私が思うのは、せっかく今APUとか別府大学とか、大学生がいるわけですよ。そうすると学習パートナーという、台湾では大学生を学校に派遣して、先生のパートナーとしてICT教育、GIGAスクールみたいなのをやっているということなので、今、大学生も非常に、アルバイトもなしに大変苦労しているわけですよ。そういう中で国のこういう、何かのそういう補助金とか何とかがあれば、そういうものを活用しながら大学生の学習パートナーを配置していくということをぜひ検討していただきたいのですが、そこら辺はいかがですか。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、デジタル機器を通して都市部の大学生と地方の生徒たちがともに学ぶ台湾の取組は、今後のICT活用の在り方を考える上でとても参考になるものであると思います。

別府市においても、学校教育におけるICTを活用した外部人材の活用については、調査研究を続けてまいりたいと考えております。

○20番（野口哲男君） これは、せっかく別府に大勢の大学生がいるわけですから、少しでもね。今、留学生あたりは大変苦労しております。そういう中で市長ね、こういう学習パートナーのような状況で別府市が雇い入れてそのGIGA教育をやっていくということも一

つの大きな考え方であると私は思いますので、これは市長も含めて検討してください。

次に、近・現代史教育について話をさせていただきます。

今回、これを私が取り上げたのは、決して右翼であるからとか、そういうものではございませんので、日本の将来を憂えてこれを出すわけですから、議員の皆様と、それからここにおいでの皆様、それからCTBを御覧になっている皆様にぜひ私はこのお話をしておきたいという思いでございます。もう私も終活に入っておりますから、いつ死んでもいいようにこういうことを皆さんにお話をしながら、理解をしていただければ大変助かると思います。

最後に……、私がずっとしゃべって途中でもう、難しい問題ですから、答弁は求めません。最後に教育長と市長に答弁を求めたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

北方領土4島、北方領土、竹島、尖閣諸島の領土問題ですね。これは今非常に北方領土から、竹島から、尖閣諸島から、外交問題等でも大変な問題になっております。

北方領土はもうロシアに占拠されたままで、ロシアが法律で北方領土は分割しないとかいうことをつくってしまいましたけれども、参考になるとすれば、ヨーロッパでやっている同一統治と言われ、同じ統治を2国でやるとか、そういう問題も含めて今後のやっぱり解決方法を求めていかなければならないのかなというふうに思っております。

それから、竹島は韓国に今、戦後のどさくさ紛れて当時の李承晩、日本語は「りしょうばん」ですが、「イ・スンマン」と言いますけれども、大統領が李承晩ラインというのを引いて、その竹島を「独島」と名づけて占拠、今、基地化されていますよね。これは李承晩大統領が、日本が韓国に残した資産、鉄道とかインフラとか工業資産等々を取り返しに来るのを恐れて、竹島の領有と李承晩ラインをつくったと言われております。当時のレートで残してきた資産がどのぐらいになるのかという研究をした学者がいるのですが、当時の資産価値で22億ドル強。現在のレートに引き直すと数千億ドルの資産を韓国に残してきた、そういうことを言われております。それを恐れた李承晩大統領がこの李承晩ラインを引いて、九州から山陰地方の漁師が抑留されたり大変な苦勞をしたことがあるわけですよ。

そういう中で、1952年にアメリカ軍が発行した地図には、竹島は日本の領土であるとはっきり書いてあるのですよね。だから、独島という韓国が言うこの問題についても、韓国内でもいろいろ、二転三転して独島というふうになった。「鬱陵島」とかいろんな言い方をしながら、やっぱり「独島」という言い方になって、今、韓国が実効支配しているということでもあります。

尖閣諸島は中国が領有権を主張し、最近では海警という、日本で言えば自衛隊ではない……（発言する者あり）ありがとうございます。そういう海警が武器の使用を国内法で認められた。せっかく日本が、この辺では漁師がああこの辺の海を主体にした漁をしながら生活を送っているわけですが、もし何かあれば、武器を使用されれば生命に関わる問題になってくるというような大きな問題になっているのですよね。だから、そういう状況は、これは政府がやっぱり厳しく反論してしかるべき対応、つまり国際司法裁判所に提訴するとかの措置を当然するのが当たり前でございますけれども、こういう事実をやっぱり我々市民一人一人がその正しい知識を身につけておくことが重要であろうと思います。

多分こういうことを今若い人たちは、あまり知らないのではないかなと思います。この領土問題等について、今国の教育方針では、多分領土問題等については教科書の中にうたい込んで教育をなささいということになっていると思うのですが、その取組はどうなっていますか。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

令和2年度及び3年度に全面実施となる小中学校学習指導要領では、小学校第5学年社

会科、中学校社会科の地理、歴史、公民の全分野において、領土について指導するように定められております。児童生徒が日本の歴史や領土について正しく理解することは重要なことであり、市内の公立小中学校においても、学習指導要領に基づき日本の歴史や領土についての学習が行われているところでございます。

- 20 番（野口哲男君） 学習指導要領にうたい込んで、教科書もそれに、方向に沿って教育されているということでもありますので、今私が申し上げたようなことは、教育をするのは無理かもしれませんが、日本固有の領土であるということをやっぱりしっかり児童生徒にまず教えてもらいたいということを申し上げて、この項は終わりますけれども、それから、中国と韓国の歴史問題について検証してみたいと思います。

私も長年中国とか韓国には、日韓友好協会、親善協会とか、日中友好協会の皆様方と交流を行って来ました。両国とも、行けば空港まで迎えに来てくれるような、「チング」と言われる、親友ですね、こういう人たちがいるのですが、特に日本の大学に留学した大学教授とか、日韓首脳会談を行った金泳三大統領、この人も死ぬまで私は年賀状のやり取りをしまして、あの方は日本の旧制中学を出られたのですね。それで日本語もべらべらなのです。その中で、私は金泳三に、色紙にちょっと揮毫してもらいましたけれども、それは社長に取られましたけれどもね。そういうお付き合いをしてきた中で、お互い忌憚のない意見交換や相互訪問を行って来ました。草の根の交流ということで国と国との問題とは別の友好交流を送って来ましたけれども、そのような中で、今後未来志向により友好交流を図るため、今問題となっている各種問題について検証したいと思います。

主に韓国と日本で出版されてベストセラーとなった「半日種族主義との闘争」。これは元ソウル大学教授の李栄薫さんという方が書いたもので、巻頭にある言葉を私はもう本当に衝撃を持って読んだのですが、「中国と韓国は息をつくようにうそをつく。歴史にうそをつくことはできない。韓国は先進化どころか後進化している。このうその文化を続けていけば、国は潰れる。この国が知性を取り戻さなければ、亡国が現実となる」。これはソウル大学で教授をしていた方の言葉なのです。自国民に対してそのようなことを、それも文章にして出版した。こういうことが行われたというのを、すごい勇気と行動に私はものすごい、どう言うのですかね、びっくりしたというような状況です。これは韓国人自らが当時の膨大な資料に基づいて発表された、主に日本の併合時代の史実が明らかにされたもので、慰安婦、徴用工も強制連行し虐待されたということは捏造されたものであると書いてあるのです。だから、日本では今、そういう強制連行されて虐待された、性奴隷であるとかいう言葉が飛び交っていますけれども、実はそうではなかったのだ。その詳しい内容については、今ここでは申し上げませんが、そういうことが書かれている。それはデータに基づいて書かれている。そのデータが、私が見た感じでは、これは本当に真実であろうというようなデータですよ。

これを同じように歴史学者の黄文雄氏、これは台湾出身ですけれども、やっぱり同じく膨大な資料を調査・駆使して、李氏朝鮮時代とそれ以前の史実や日本の韓国併合（黄氏は合邦と呼ぶ。）に至った詳細な史実を基に書かれた冊子。また、日本では従軍慰安婦が強制連行されたと報道した朝日新聞の記者の記事が問題になったが、つい最近、最高裁で捏造であったということが決着されましたよね。そういう、平成 14 年にこれが、判決が出ているのですけれども、徴用工、慰安婦問題等についてのこの記述を見てみると、韓国人はうそつきである、のっけからこう書いてあるのですよ。韓国の大学はうそつきを生み出す。反日種族主義の基礎を構成する最大のこれは言葉なのです。自国民をここまではっきりと言い切った。それも文章で表現した。韓国と日本でベストセラーとなりましたが、本当にその内容については衝撃を受ける内容になっております。

ここに来てアメリカのハーバード大学の教授やアメリカ軍の当時の慰安婦に関する記述

には、はっきりと契約に基づいた売春婦であったものや、その目的のために応募した者がある。このような証言がいろいろなところから出てきております。

日本が併合時代に7つのいいことをした。例えば韓国の近代化とか、そういうものに寄与した。1,000年も続いた奴婢という奴隷制度を解体して奴隷を解放した。これはアメリカのリンカーンよりもすごいことだ、リンカーン大統領よりもすごいことを日本はやったというふうなこともあるのですよね。

そういう韓国の史実に基づいた結論は、徴用工問題も慰安婦問題も、また竹島問題も、これまでの韓国内で強制連行され虐待を受けた、韓国の領土であるという証言は捏造されたものと、また書いてあるのですよね。

ここにきて我々が考えなければならないのは、韓国の国民性というものがどういうものかというのをちょっと触れてみますからね、これは聞き流しておっても結構ですけども、聞いてください。

李承晩という大統領の言葉です。今日、大韓と清国をここまでめっちゃくちゃにしている一番大きな原因は一体何なのかといえ、うそをつくこと。それがまず第1だと言うことができる。そのうそをつく悪習を皆列挙するとすれば切りがない。上の者は下の者をだまし、子どもは親をだますが、他人を上手にだます者を賢いとか聡明だと言い、だませない者を出来損ないだの間抜けなどと言う。父母が子どもを諭すのに、他人に気を許すなど言う。先生が子弟に訓示するとき、うそではめる。人間万事にそれなりに関係のあること、あるいは関係のないことなどにも、うそとはかりごとが蔓延し、それを礼儀とも言う。権謀術数だとも言って、これはなくてはならぬもの、これなくして働き手に腕がないという。うそで家庭を収め、うそで友人と付き合い、うそで国を治め、うそで世界と交渉するが、自分が話すときは腹を見せずに語り、他人の話は上の空で聞いているのだから、他人の公明正大な言葉もうそに聞こえ、私の真実の言葉もまた真つすぐには伝わらず、たった2人の間の私的なことも議論ができないというのに、どうして国の重大な問題を語り、敵対することができるだろうか。それで世界では大韓と清国はその天地だと言っているわけですよ。これは真実を感じるができないばかりか、事を決定することができないからである。実に恥ずかしく、悔しく、残念なことである。

これはその当時の私は文章、ここに、本にあることを読み上げたわけで、この語録が残っているわけですよ、李承晩の言葉が。こういうことは将来的に日本と韓国が、この事実に基づいて協議をするときに、しっかり日本側は意識しながらやっぱり協議をしていかなければならないというふうに私は思うわけです。

また、有名な韓国のある学者が、李朝の成立によってゆがめられた自国民である韓民族の民族性を次のように記述している。虚言、うそごとですね、詐欺、相互不信、美辞麗句、空理空論、阿諛迎合、面従腹背、大勢順応、無知一恥を知らない、恥がない、悪口一悪口ですね、卑屈、臆病、無決断、反社会的利己心、これが近代外国人の長い間の中国に対する属国根性がいかに大きく影響するものであるかということ語っている。これは韓国の学者が言っているのです。日本人が言っているのではないので、その辺は間違わないでください。だから、朴正熙大統領もそういうことは言っています。

中国のその問題に目を向けますと、中国の毛沢東は、戦後こう言っているのです。「反日感情は持たず、過去にこだわらない。日本軍、皇軍が中国に進軍したことに感謝している」。「皇軍」と言っているのです、皇軍が中国に進軍したことに感謝している。あの戦争がなかったら今の我々はあり得ない。あの戦争があったがために、ばらばらに散らばった人民が団結することができた。また、中国を訪問した日本の社会党の幹部に、国民党に敗走させて兵力を2万5,000人まで減らしてしまった苦境下、日本軍が8年もの間、国民党と戦ってくれたおかげで、紅軍 というのは紅い軍ですね、共産党の軍です は120

万もの軍隊となって起死回生ができた。どうして日本の皇軍に感謝せずにいられようか。また、この中にもありますけれども、当時共産党軍と日本軍は、地下で連絡を取り合って国民党軍と戦っていたというような事実もあるわけですから、これまでODA最大の受惠国の中国から、今、教科書問題から検定採択、それから靖国神社の公式参拝、憲法、安保、司法等、あらゆる面で干渉を受けております。

日韓合法以来、資本と技術をずっと提供して国づくりを支えてきた韓国からも同様の干渉を受けている。中韓が口を出す教科書の問題や靖国参拝問題等は、国内問題で日本の固い決意があれば解決する事柄であるとまで言われております。これらは、中韓に外交問題と勝手に決めつけられているが、これに対して日本は、唯々諾々と受入れ対処に右往左往している。中韓の身勝手による内政干渉を文句ひとつなく、ただ甘受している。これこそ戦後日本の最大の墮落であると言われている。ここまで言われれば、日本人は頑張らなければいけませんね、これは。

中韓が捏造した歴史に同調してばかりで、史実に基づく正しい歴史を検証していないことも大きな要因である、こういうふうに言われております。やはり国を挙げてこのことを検証して国民にこれを知らしめてしっかり説明することが大事であり、我々市民一人一人が検証し、抽出し、将来を担う青少年に説明、理解してもらうことが喫緊の課題、そういうふうには私は考えるわけでありませぬ。

まさに我々大人の責任であります。そういうことで、これから我々一人一人が国に対しても働きかけをしながら、やっぱりアジアの中で我々は、どこも争ってはならないという考えを私は持っております。だから中国とも、韓国とも、こういう問題をきちっと整理した上でお付き合いをしていく、そのことが一番大事ではないかと私は思っているわけでありませぬ。

長いこと私も友好交流に尽くしてまいりましたから、こういう意味で、こんな問題で一衣帯水の韓国とけんかをしてはならないし、中国とも仲よくしていかなければなりません。特に別府は観光地でありますから、中国、韓国からお客さんをたくさん迎え入れなければならぬわけですから、そういう意味で我々この市民、それから議会も含めて一人一人がこういう問題を真摯に考えて、そして国に対して我々が働きかけをしていかなければならない、そういうことを私は思っております。

東北震災以来、日本に、今カナダに住んでいるようですが、プロレスラーの悪役であったタイガー・ジェット・シンというのがおります。インド人ですけども、サーベルを持って暴れ回った男ですけども、ところが、この人はこの10年間東北震災後、ずっと支援をしていただいたのですね。この前、政府が表彰しましたけれども、そのタイガー・ジェット・シンが、日本人であることに誇りを持ち、国を輝かせてほしいと、こういうふうに言っているのですよ。ありがたいことですよ、本当に。

だから、そういう意味で私はもう一つ参考にしたいのが、別府大学の二宮教授が、「未来は過去を正しく伝えることによってのみ初めて輝かしく開ける」。これは二宮先生に私は会っていないのですけれども、一回これをお聞きしてみたいと思っております。

そういう中で、青少年が歴史や領土問題を正しく理解するためには教科書が大事だと思います。その中で教科書の採択については、今どのようになっていますか。教育委員会に聞きます。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

教科書は、全て文部科学省の検定に合格し、学習指導要領に沿ったものであることが認められているものであります。その中から別府市の児童生徒たちが学習する上でどの教科書が最も学習しやすいか、あるいは理解しやすいかなど、県教育委員会が示した観点に基づき総合的に判断し採択をしております。

なお、別府市は、平成 28 年度まで近隣 5 市町村と共同採択を行っていましたが、平成 29 年度からは単独採択地区となっております。

- 20 番（野口哲男君） 別府市単独になった。これは市長、教育長に私たちがお願いしなければならないことですが、教育長、今私が申し上げたようにこの歴史教育、その問題、あるいは今後の青少年の育成、G I G A 教育も絡めて、教育大綱も絡めて、教育長の見解を述べていただきたい。

- 教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

まず、今からの子どもたちが向かう社会というのは、本当に正解がない、予測できない時代に入ろうかと思えます。そういう意味では S o c i e t y 5.0 を中心としまして、人工知能、あるいは I C T を活用しながら、世界が最も今抱えている S D G s のようなものを解決する力が必要だろうと思っております。そういう意味で議員さんの御指摘しましたような歴史や領土問題につきましても、今、小学校 5 年生の社会科と中学校 2 年生の地理、歴史、公民の分野を受けまして、日本においては領土は存在しないというようなことを学校では触れたり取り扱ったりしている状況でございますけれども、いずれにしましても、平和的に解決しなければいけないというふうに本当に思っているところでございます。

そういう意味では、S D G s のようないわゆる 17 の目標を解決しながら、国と国が本当に仲よくしながらそういう問題を解決できる、そのためにはこの G I G A スクールが、「G I G A スクール元年」に 4 月からなります。大きく教育の学びも変わってくると思えます。そういう意味では子どもたちが今ある課題を自ら問いをつくって、そして自分の力で友だちと協働しながら解決するという、いわゆる失敗を恐れないでそういう課題を解決していく、そういうような力がぜひ必要だと思っているところでございます。そういう意味ではこの G I G A スクールは、大きく、子どもたちが安心して過ごせる、そして子どもたちが困っていることに、何かそこに活用できるような、そういうことが非常に可能だと思っております。例えば病気、長期病気で入院している子、あるいは不登校傾向で家に籠もっている子、どうしても先生の授業が分からない子、そういうものについては、i P a d で自分の学びを保障できる。そういう時代になるのではないかと思っております。

そういう意味では議員さんが御指摘されましたように、オードリー・タンさんの考え方とこの教育大綱が合致しているのではないかとというような御指摘もございましたけれども、ぜひそういうような教育をし、そして別府を本当に心から愛して誇れるような教育をしなければいけない、本当にそういう気持ちで精いっぱいでございます。何とか 4 月 1 日から新しい教育の学びになりますので、全小中学校で i P a d を活用した教育を、教師の研修とともに進めて、本当に子どもたちが安全・安心で、そして問いを見つけながら進むような教育を進めたいと思っているところでございます。

- 20 番（野口哲男君） 教育元年と捉えて、歴史問題も含めてしっかり教育をしていただきたいと思えます。

それから、もう一つ市長にですね。かねがね市長は、別府市に生まれ育った青少年に別府に対する愛と誇りを持って生きていっていただくように行政の施策をしたいというふうに言っておりますけれども、この歴史問題等についてどのように考えておられるのか、青少年の育成についてはどのように考えておられるのか。そのことについて答弁をお願いします。

- 市長（長野恭紘君） お答えします。

議員がおっしゃるように、私も近隣諸国との関係を見たり自国のことを考えたり、いろいろ思うときに、一番思うのは国際化する、いわゆるグローバル化すること、超「ど・ろーかる」に戻るといことなのかなというふうに思っています。それはどうということかという、国際的にいろいろなものを広域的に広義に見るときに、やはり自分自

身がいかなるものなのか、自分たちがどういったものなのかということを知らずして国際人にはなれないということなのかなというふうに思うからです。これは観光の面においても、やはり地域にも、人だけではなくて地域にも当てはまることで、国際的なまちになるのであれば、やはりその地域に深く根差している歴史とか文化とか伝統とか産業とか、そういったものをしっかりと磨くことしか国際化は成し遂げられないのだということと通ずるのかなというふうに思っています。

間違っても自分自身を否定したり、その自分の国や自分の地域を否定するようなことがあってはならない。また、そういう教育を絶対にしてはいけないということで、別府学もその一つとしてまず自分自身の地域を知る、自分の地域を愛する、そういう意味で別府学もあるのだろうというふうに思います。

それから、教育全般的な話になりますけれども、やはり例えば小学校、中学校、高校もそうかもしれませんが、この9年間、もしくは高校まで入るその期間というのは、恐らく生きていく上で最低限の武器を身に付けさせる作業、期間なのかなというふうに思っています。ここから先が実は問題で、一般的に教養が非常に、国際的なリーダーの中でも日本は教養が少ないというふうに残念ながら言われています。今の学生を見ると、それが将来の日本を映す鏡だというふうに思いますので、そういうことを考えると、やはりどうやって教養、武器は手に入ったけれども、それをどういうふうに応用していく、教養の部分に身につけさせるか。それが、結局インプットがあってこそアウトプットがあるということですから、そういったことを考えると、いかに別府にいながらにして様々な教養を身につけさせることができるかということ、やはりこれは我々がそういうふうに向かっていく必要があるのだろうというふうに思っています。

そういうことで、いずれにしても子どもたちにはGIGAスクール構想やデジタル化、DXというようなことの波が押し寄せていますけれども、それはあくまでも手段であって、それをどうやって活用して誰が幸せになるのか、誰のためにやるのかということを考える、このことが大事なことなので、そういったことをしっかりと認識しながら、子どもたちに必要な武器を持たせて、「武器」と言ったらちょっと変な言い方ですけども、必要な義務教育をしっかりと行って、そこからの教養をしっかりと身につけさせて、真の国際人として、この別府から羽ばたかせるためにどういうふうにするかということ、教育委員会、教育部としっかりと考えて研究をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○20番（野口哲男君） まさにそのとおりですね。SDGsという話も出ましたし、やっぱり日本は今非常にGDPもどんどん小さくなっています。だから、そういう意味でこれからも一回日本を再生していくというためには、やっぱりこの教育とか、国民全員がどういふふうに取り組んでいくのかというのが非常に大事になってくると思いますので、ぜひとも、二元代表制であります、議員も、それから行政のほうも手を携えて取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松川章三君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時09分 散会

